

参考資料

2026年6月2日

中小企業庁 事業環境部 金融課

1. 足元の中小企業金融の状況（総論）

2. 信用保証関連

3. 政策金融関連

4. 再生支援関連

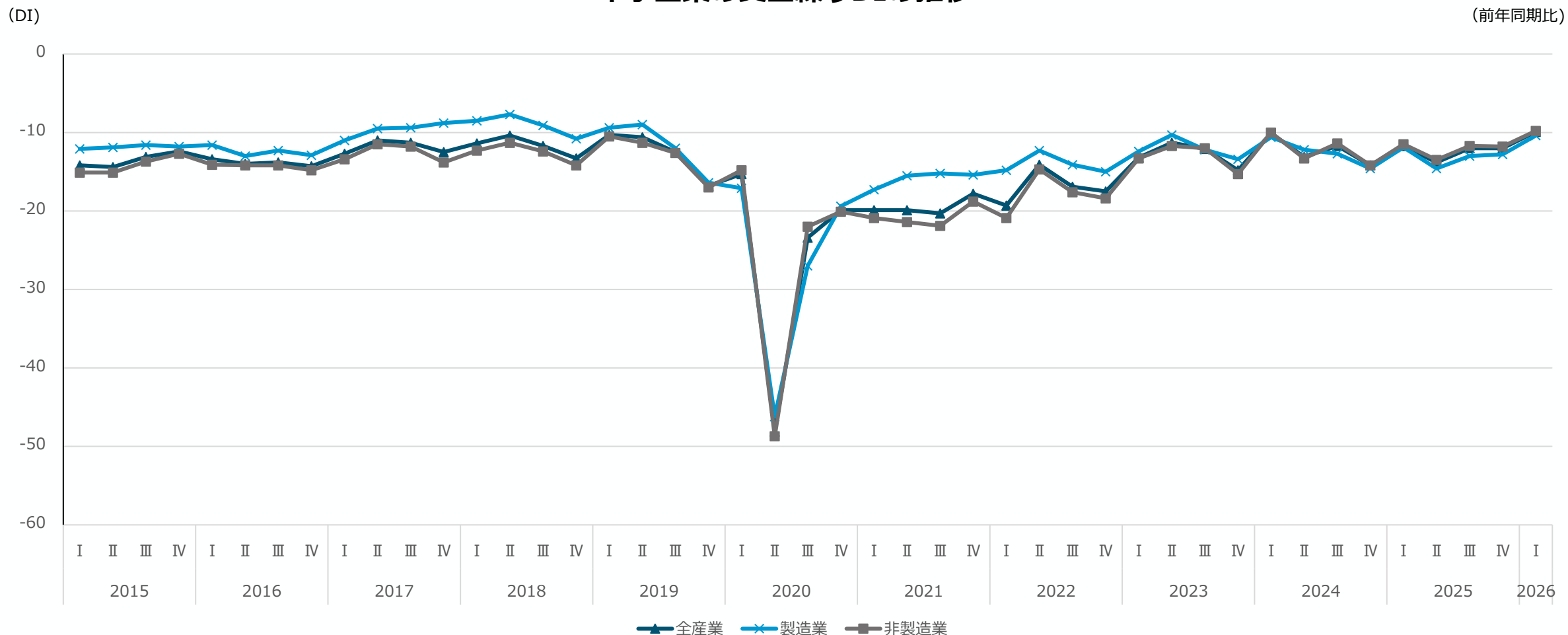
5. 経営者保証改革関連

6. 能登半島地震関連

足元の状況：中小企業の資金繰りDI

- 中小企業の資金繰りも（コロナ禍と比較すると）コロナ前の水準まで回復。

中小企業の資金繰りDIの推移

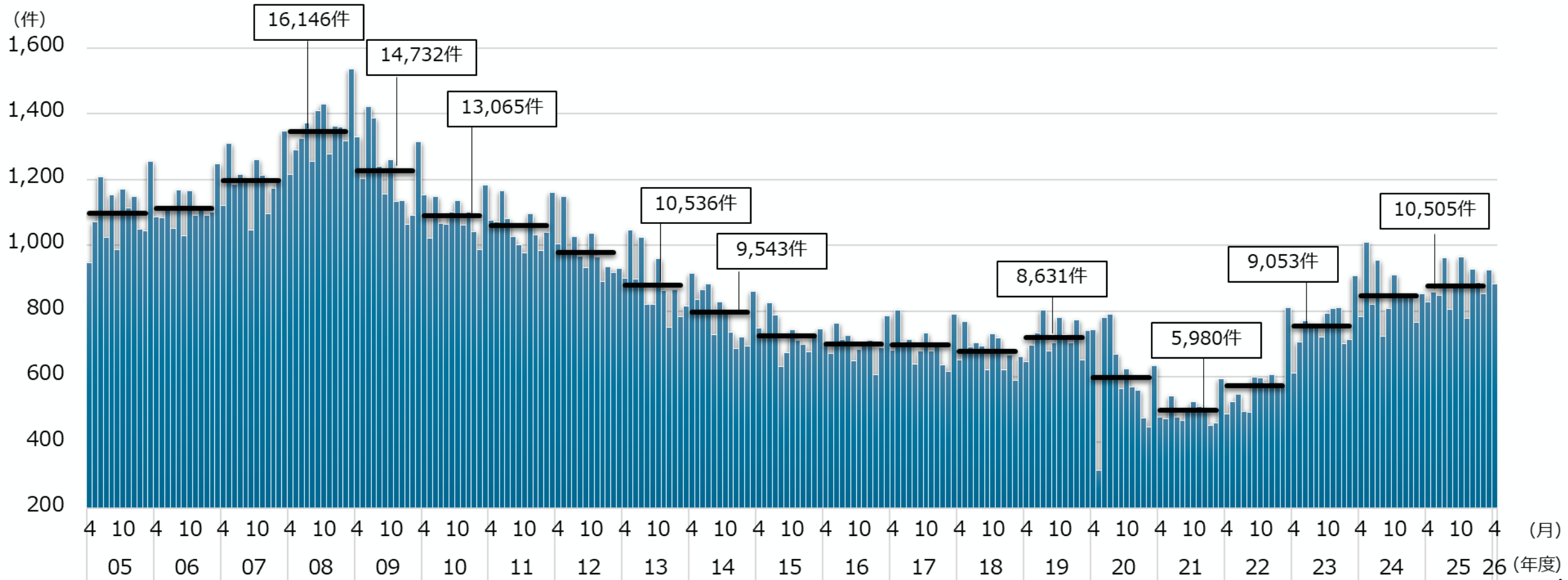


(注) 前期比季節調整値を利用。
 (出所) 中小企業基盤整備機構「第183回中小企業景況調査」より作成。

倒産動向

- **2025年度の倒産件数**は1万505件。2024年から**2年連続で1万件台を上回る**（前年比で**4%増**）。
- **2026年4月の倒産件数は883件**（前年同月比約7%増）。物価高や人件費上昇等のコストアップ要因、金利動向、国際情勢等も踏まえて今後の動向を注視する必要あり。

倒産件数の推移（2026年4月時点）



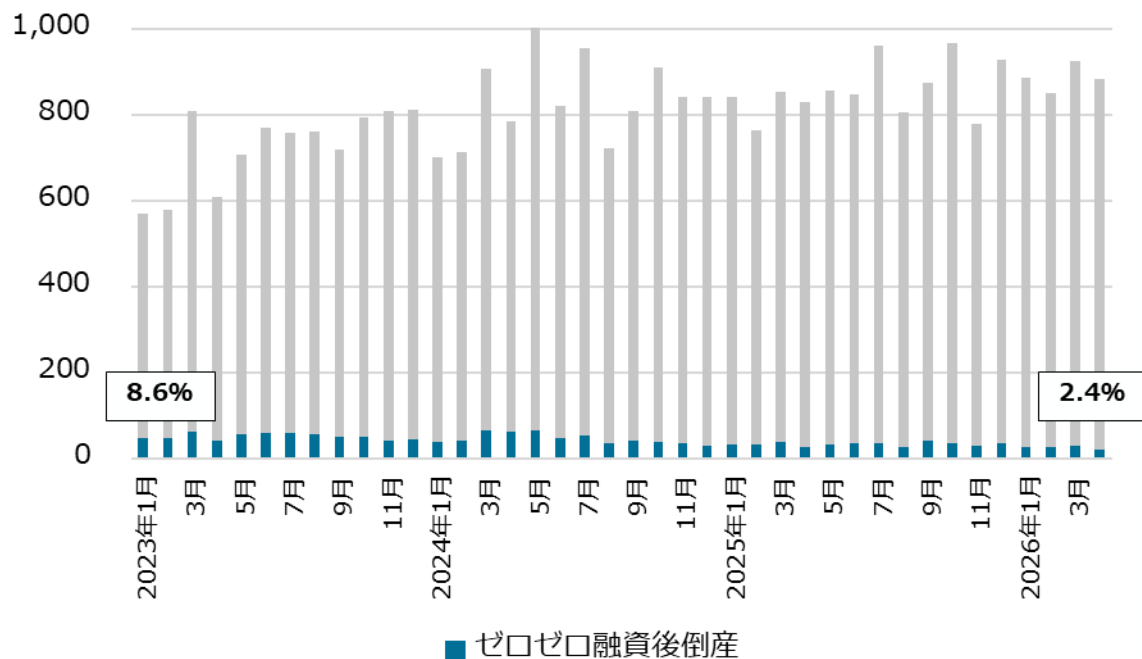
(注) 枠囲みの数字は、倒産件数の年間合計値。黒棒線は年度平均倒産件数。
(出所) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

倒産の要因分析

- 東京商工リサーチ・帝国データバンクの調査によると、倒産件数全体のうち、「民間ゼロゼロ・日本公庫無利子融資」を受けた事業者が倒産した件数は1割未満で推移。
- なお、業種別の構成比率では、倒産件数のうち、**建設業が約2割で最も多く、小売業、製造業、卸売業、飲食業は約1割、宿泊業は約1%**。従業員数別では、**従業員10人未満が約9割**。 ※東京商工リサーチ：2025年度（2025年4月-2026年3月）

ゼロゼロ融資後倒産件数の推移（2026年4月時点）

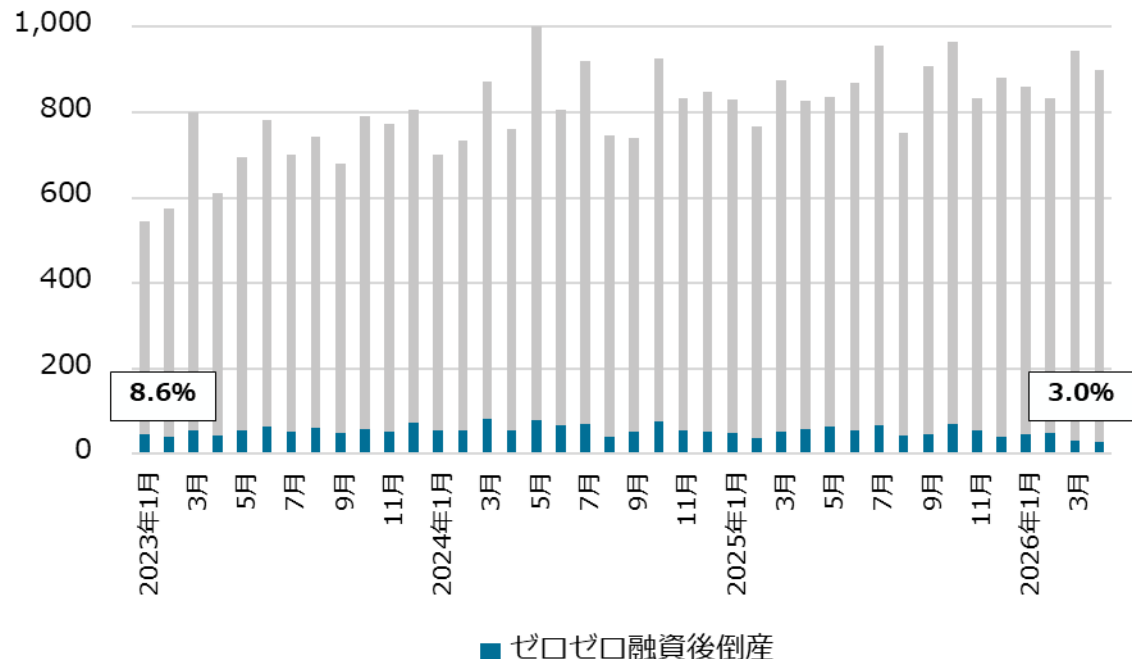
※東京商工リサーチ



(注) 負債総額1,000万円以上の法的倒産及び私的倒産（協議会やGLによる私的整理は除く）。
 (出所) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

ゼロゼロ融資後倒産件数の推移（2026年4月時点）

※帝国データバンク



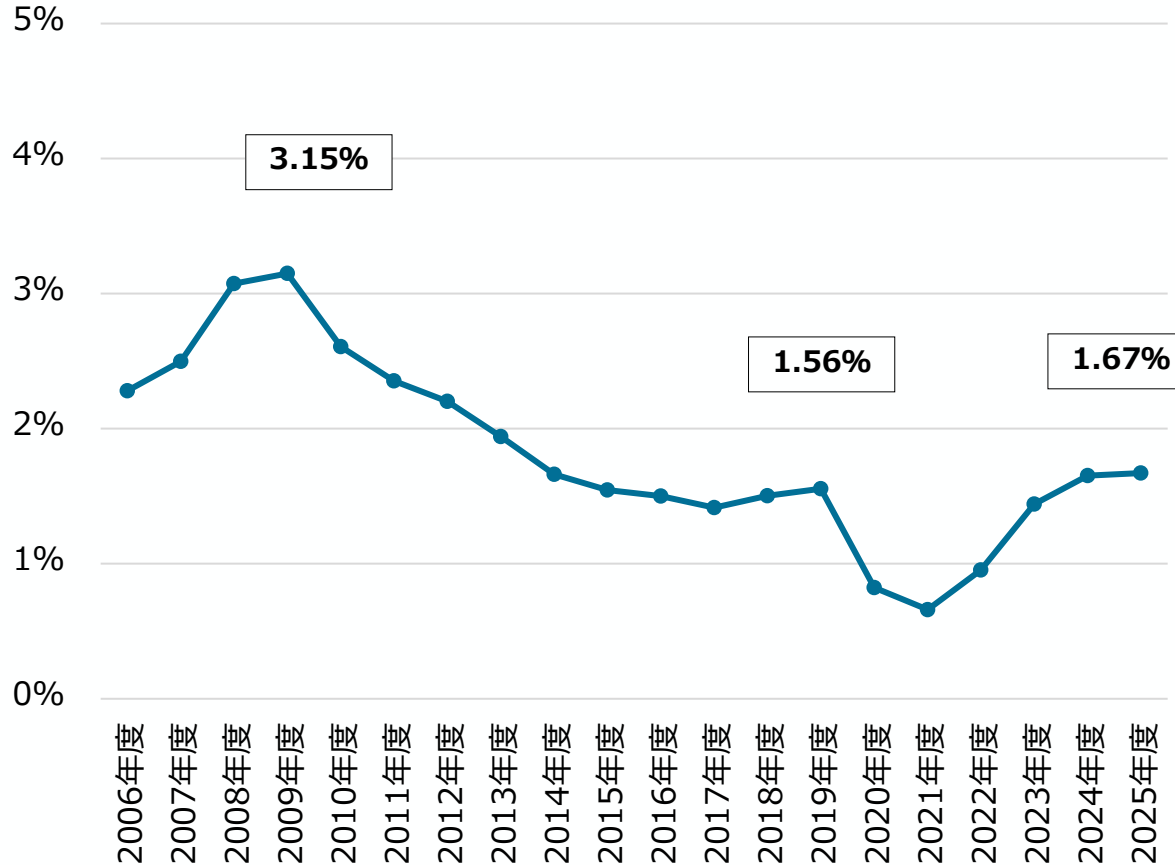
(注) 負債総額1,000万円以上の法的倒産。
 (出所) 帝国データバンク「全国企業倒産集計」より作成。

代位弁済の状況

- 信用保証協会の代位弁済率（協会が中小企業に代わって弁済した割合）はコロナ前の水準に到達しているものの、リーマンショック時と比較すると低位。また、足元の代位弁済案件は、コロナ前から業況が厳しかった先が多いと見られる。
- 代位弁済DIを見ると、代位弁済が今後増えると考えている金融機関は一時よりは少なくなっている。

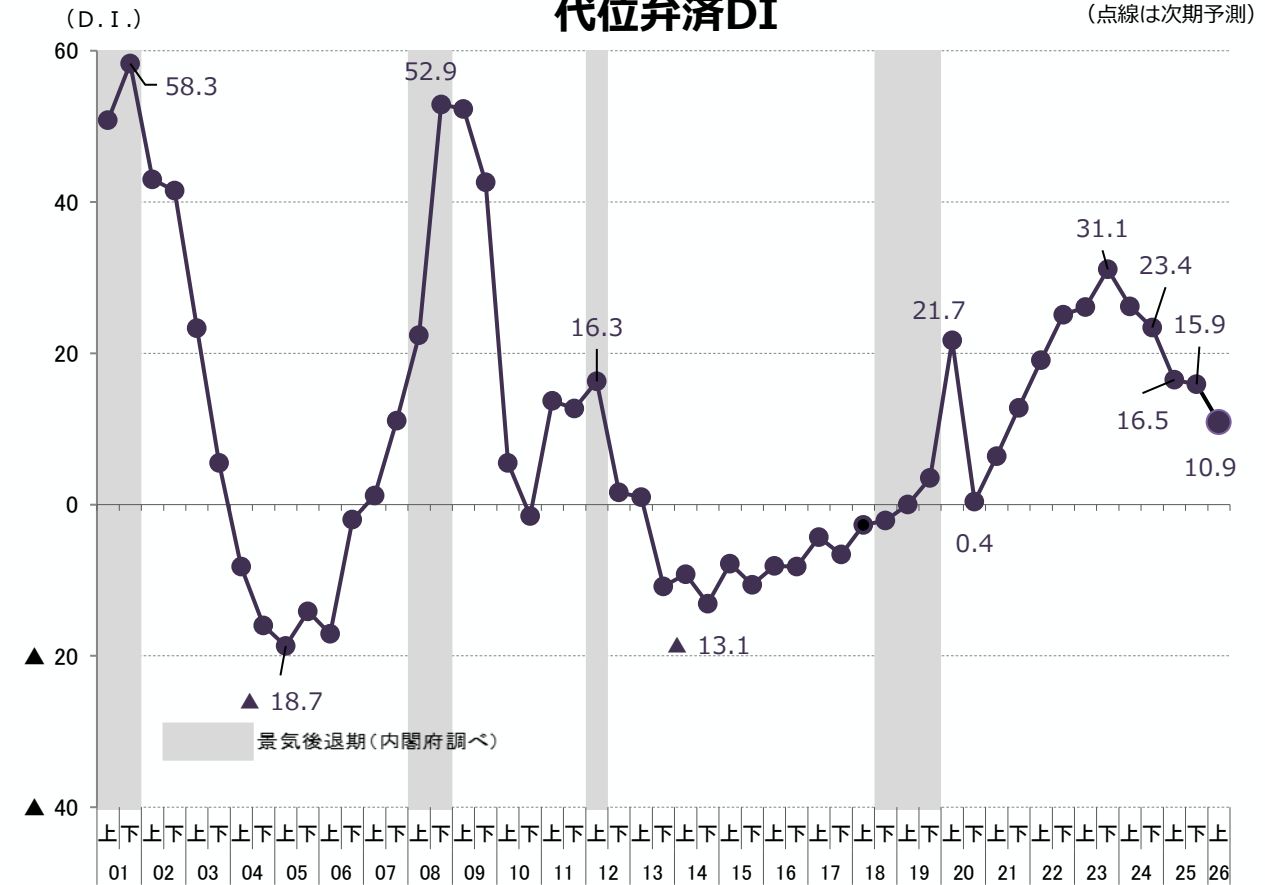
※代位弁済DIの2008年下期（リーマン時ピーク）52.9、2020年上期21.7（コロナ初期）、同下期0.4、2023年下期31.1（直近ピーク）、2025年下期15.9、2026年上期（予想）10.9

代位弁済率（件数）



（注）代位弁済率（件数）は、各年度の保証債務平均残件数に対する各年度の代位弁済件数の割合（平残代位弁済率）。

代位弁済DI



（注1）2007年度下期以前の調査については、サンプリング方法が現在と異なるため、時系列の比較には留意が必要である。

（注2）2012年度上期以前の調査に係るD.I.の算出については、「増加」と回答した金融機関の割合から「減少」と回答した金融機関の割合を引いて算出しているため、時系列の比較には留意が必要である。

保証協会の100%保証の割合

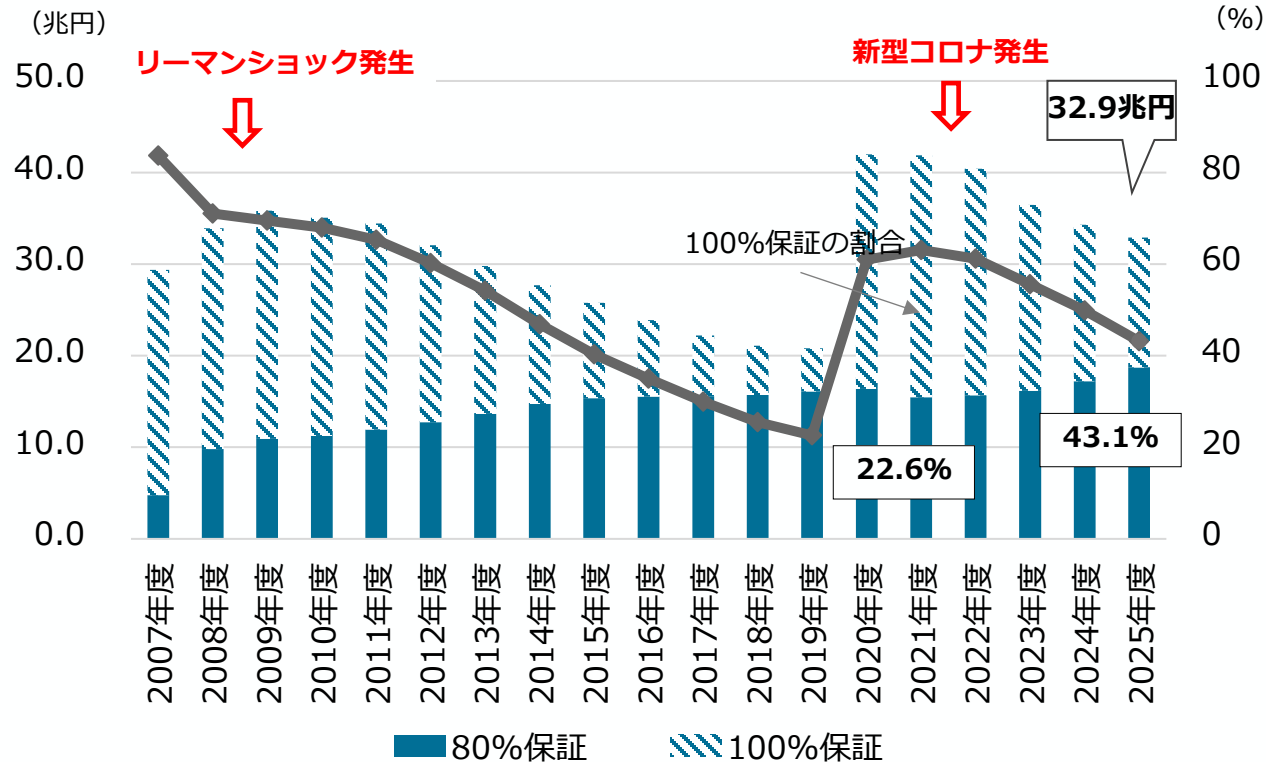
- 2007年以降、従前の100%保証から原則80%保証（セーフティネット保証を除く。）に移行したが、民間ゼロゼロ融資等により、保証債務残高は増大（100%保証の割合は22.6%から最大63%まで増加したが、足元は43.1%まで低下）。
- コロナ前（平時）では、100%保証と80%保証における代位弁済率に2%程度の差がある（足元では、各種支援策でいずれも低調に抑えられていると考えられる）。また、100%保証は、80%保証に比べリスク率が高く、リスク回数が多い。

100%保証リスク率（※）：20.4%、平均リスク回数：9.1回

80%保証リスク率：8.2%、平均リスク回数：6.1回（2019年末時点（コロナで借換が進んだため、コロナ前比較）

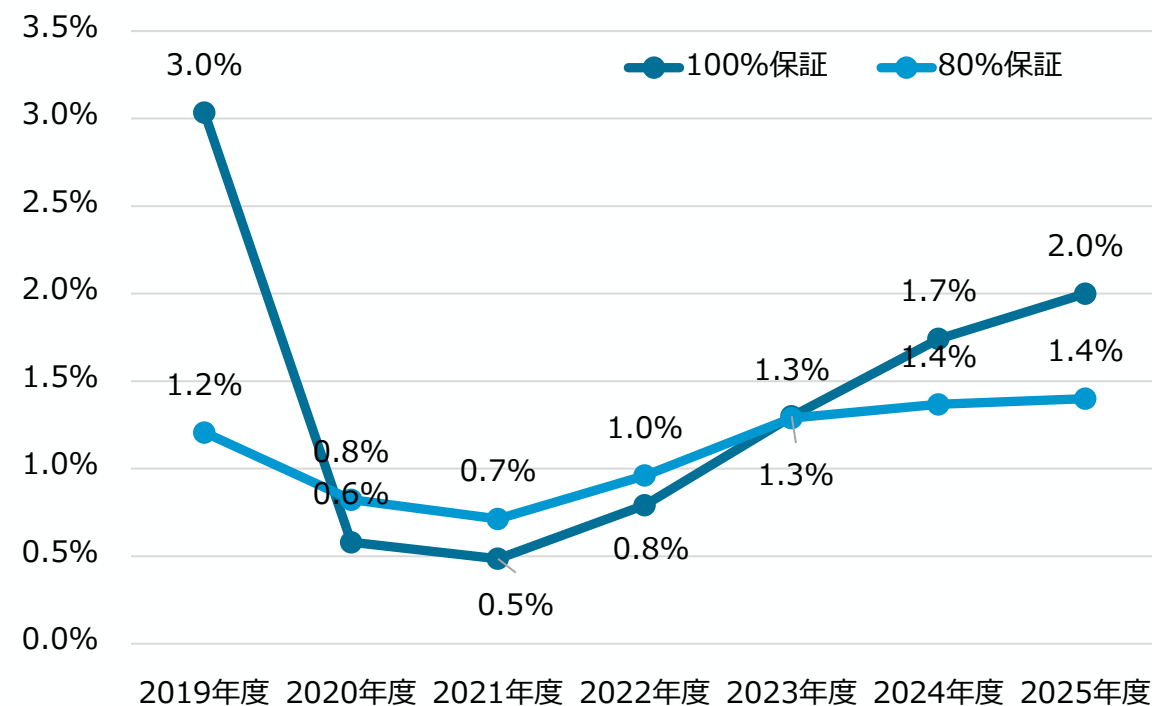
（※）1回でもリスクしたことのある融資件数

信用保証協会における保証債務残高（ストック）



（出所）全国信用保証協会連合会データより作成。

100%保証・80%保証別の代位弁済率の推移



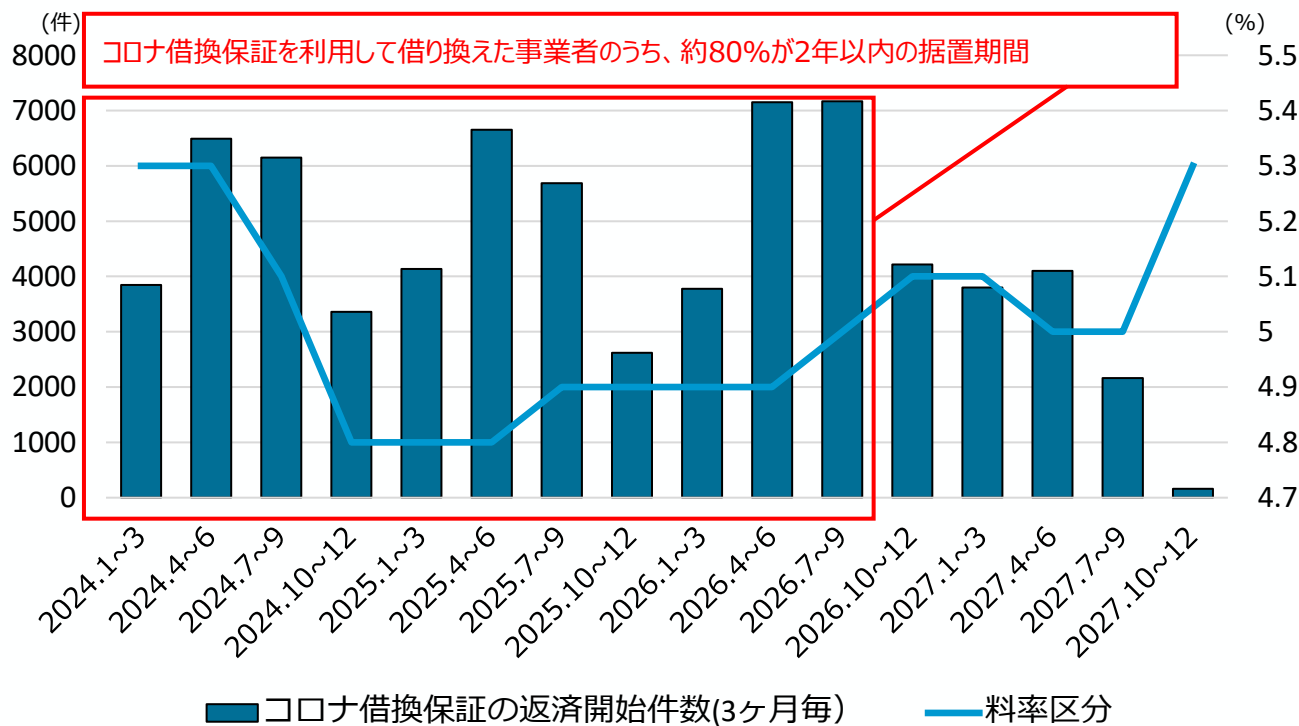
（注）コロナ前の100%保証は、小規模事業者・創業者・災害被災者向けの保証制度の利用が中心であることに留意が必要。

（出所）全国信用保証協会連合会データより作成。

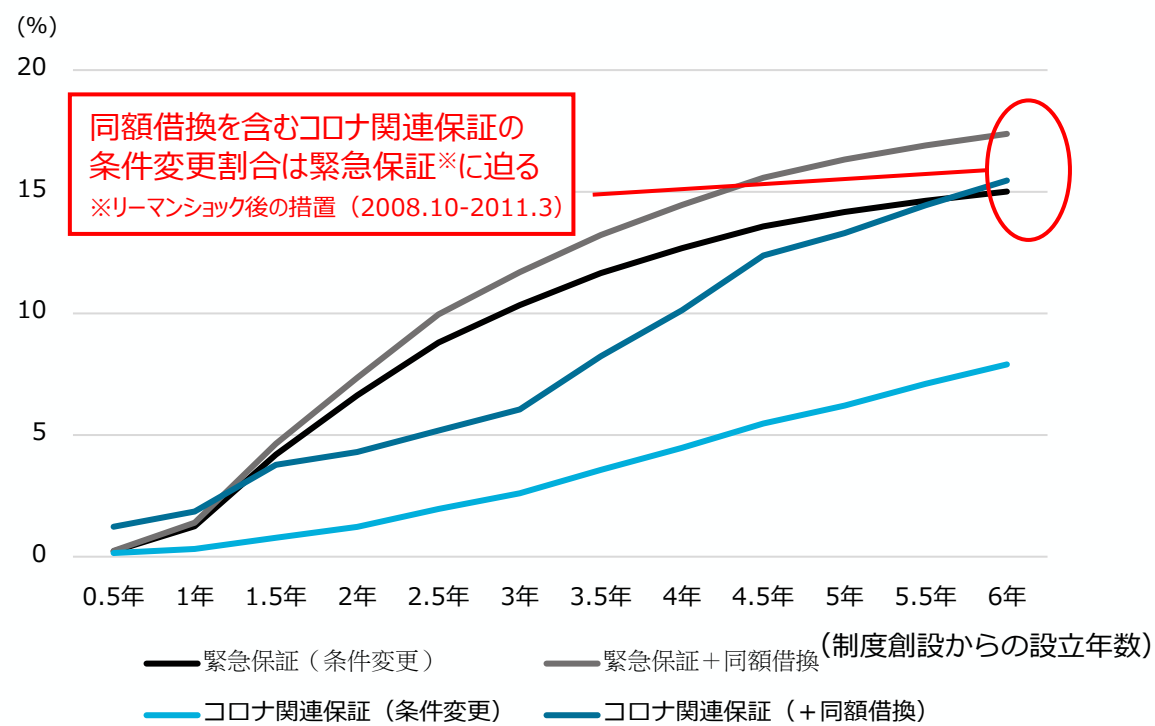
コロナ借換保証の返済本格化・条件変更の状況

- コロナ借換保証の利用実績は、2025年2月末時点で30.1万件、7.1兆円。コロナ借換保証を利用して据え置き期間を設定した借換を行った者のうち、約8割が2年以内の据置期間。
- 現時点でコロナ関連保証の条件変更割合は低位だが、（実質的な条件変更と考えられる）**同額借換を含めた割合は高く、今後の債務履行状況を注視する必要あり。**

コロナ借換保証（据置期間設定案件）の返済開始月別件数/料率区分



累積条件変更割合の推移（金額ベース）



(注1) コロナ借換案件(令和5年1月~令和6年6月)21.8万件のうち、据置期間を設定している8.8万件について集計
 (注2) 平均料率区分は、各月の返済開始案件に係る付保時のPD値により算出したもの
 (出典) 日本政策金融公庫データより作成。

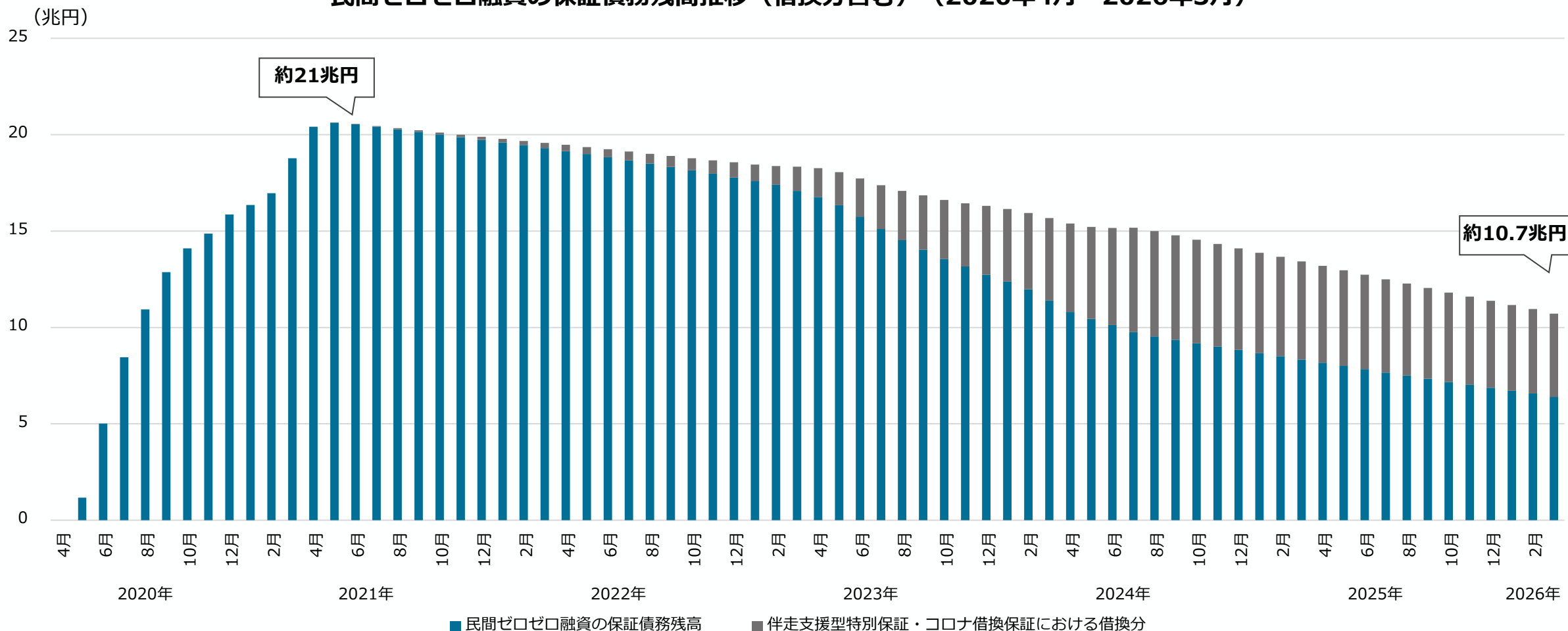
(注1) 累積条件変更割合=条件変更案件の保険引受額/制度終了時までの保険引受額。
 (注2) 同額借換について、条件変更を行った後に同額借換を行った案件は除いて集計。
 (出典) 日本政策金融公庫データより作成。

民間ゼロゼロ融資の保証残高推移（借換分含む）

- 民間ゼロゼロ融資の保証債務残高はピーク時の約21兆円（2021年）から足元は約10.7兆円※まで減少。

※伴走支援型特別保証・コロナ借換保証における借換分には、コロナ前の債務（民間ゼロゼロ融資以外の債務）の借換分を含むため、実際の民間ゼロゼロ融資分の保証債務残高は約12兆円以下となっている。

民間ゼロゼロ融資の保証債務残高推移（借換分含む）（2020年4月～2026年3月）



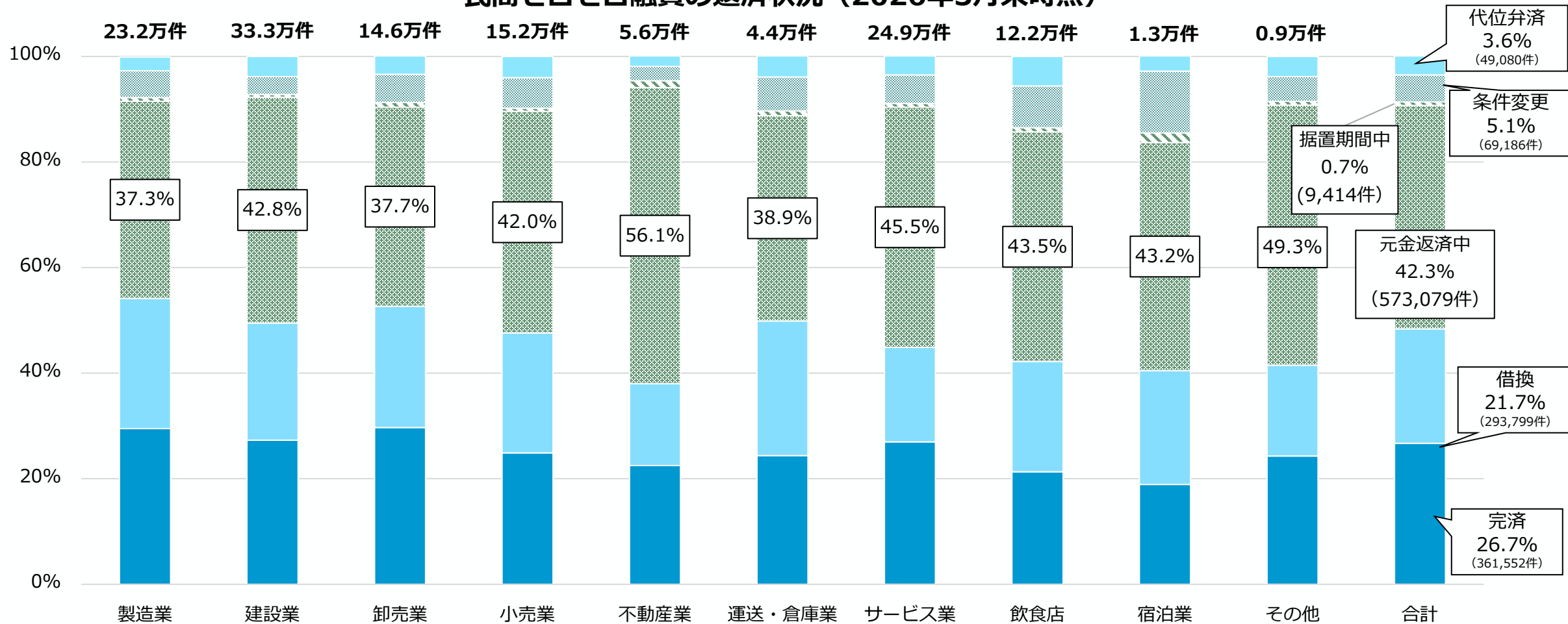
(注) 民間ゼロゼロ融資の借換に係る信用保証制度として、伴走支援型特別保証（2021年4月～2022年12月）及び後継制度のコロナ借換保証（23年1月～）を措置。

(出所) 全国信用保証協会連合会提供資料より作成。

民間ゼロゼロ融資の業種別返済状況（件数）

- 民間ゼロゼロにおいても、2026年3月末時点で7割近くが完済・返済中。ただし、宿泊業については条件変更の比率が高くなっている。

民間ゼロゼロ融資の返済状況（2026年3月末時点）



(注) 融資実行ベースによる実績。

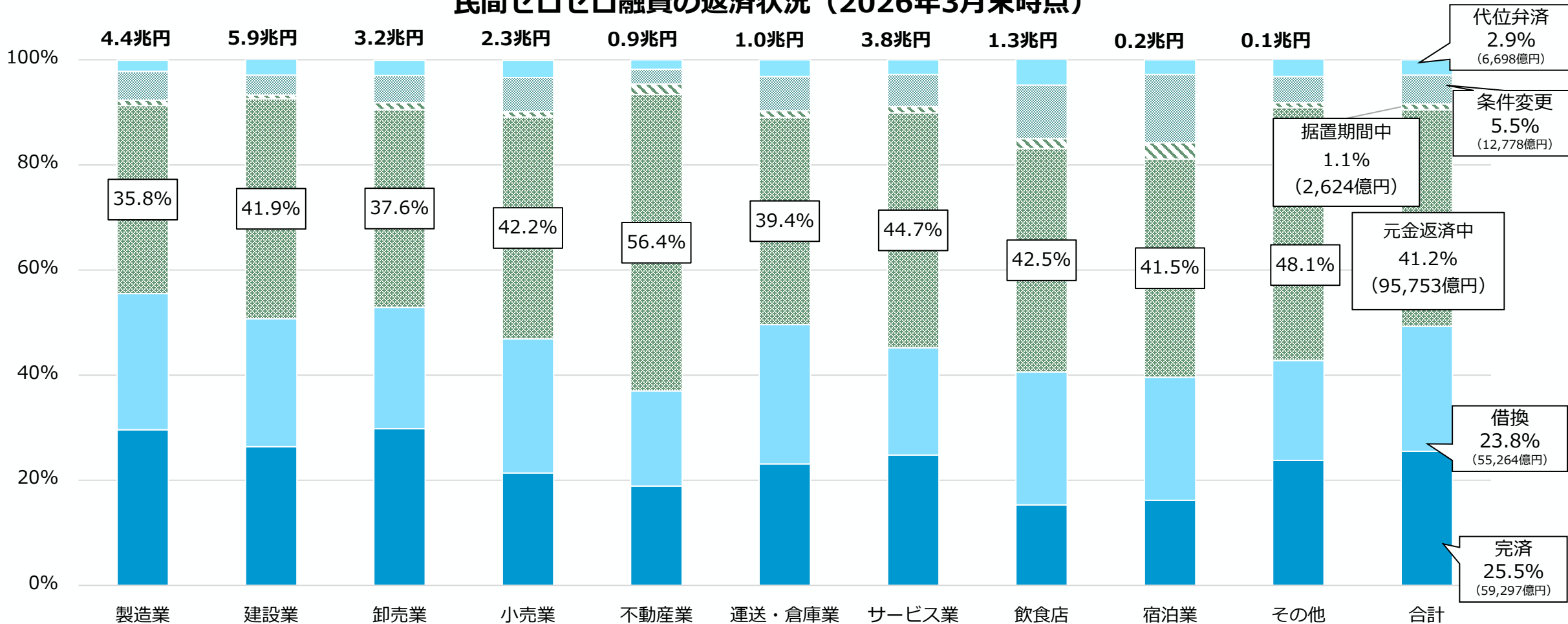
保証承諾：約137万件 約23.4兆円、 融資実行：約136万件 約23.2兆円。

(出所) 日本政策金融公庫提供資料より作成。

民間ゼロゼロ融資の業種別返済状況（金額）

- 民間ゼロゼロにおいても、2026年3月末時点で7割近くが完済・返済中。ただし、宿泊業については条件変更の比率が高くなっている。

民間ゼロゼロ融資の返済状況（2026年3月末時点）



(注) 融資実行ベースによる実績。
保証承諾：約137万件 約23.4兆円、融資実行：約136万件 約23.2兆円。

(出所) 日本政策金融公庫提供資料より作成。

■ 完済 ■ 借換 ■ 元金返済中 ■ 据置期間中 ■ 条件変更 ■ 代位弁済

コロナ関連融資の実績

- 実質無利子無担保融資等（民間＋政府系）の実績は約265万件、約45兆円。

実績（2025年度末）

	承諾件数	承諾金額	残高
民間ゼロゼロ融資 ※2021年3月まで	約137万件	約23兆円	約6.4兆円
日本公庫等のコロナ特別貸付 (注)	約128万件	約22兆円	約8.9兆円
合計(民間＋政府系)	約265万件	約45兆円	約15.3兆円

(注) 実質無利子無担保融資（2022年9月末で終了）のほか、2022年10月以降も日本公庫等で実施していた低利融資（2024年12月末で終了）の実績の総計

1. 足元の中小企業金融の状況（総論）

2. 信用保証関連

3. 政策金融関連

4. 再生支援関連

5. 経営者保証改革関連

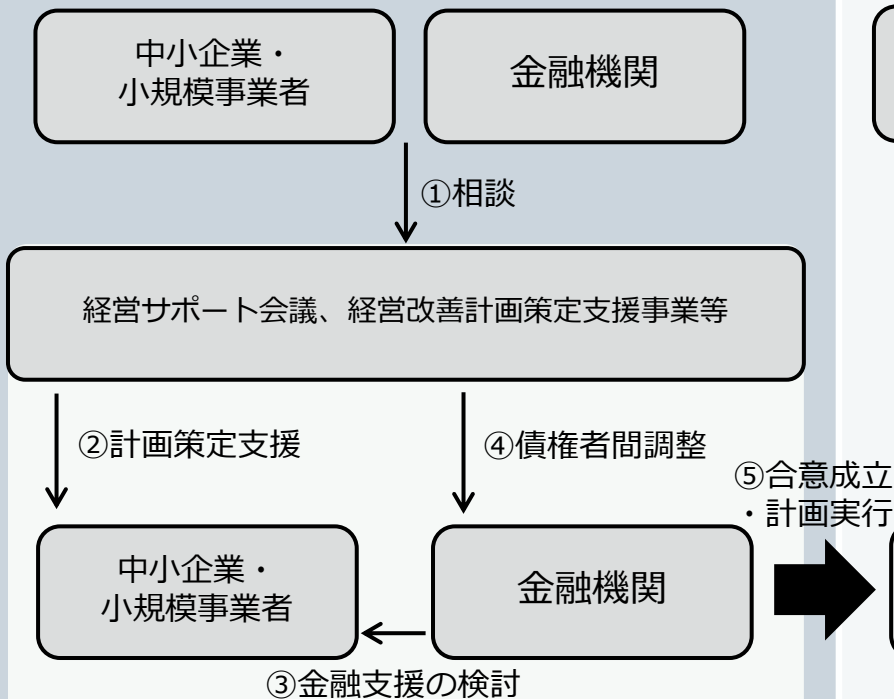
6. 能登半島地震関連

経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）

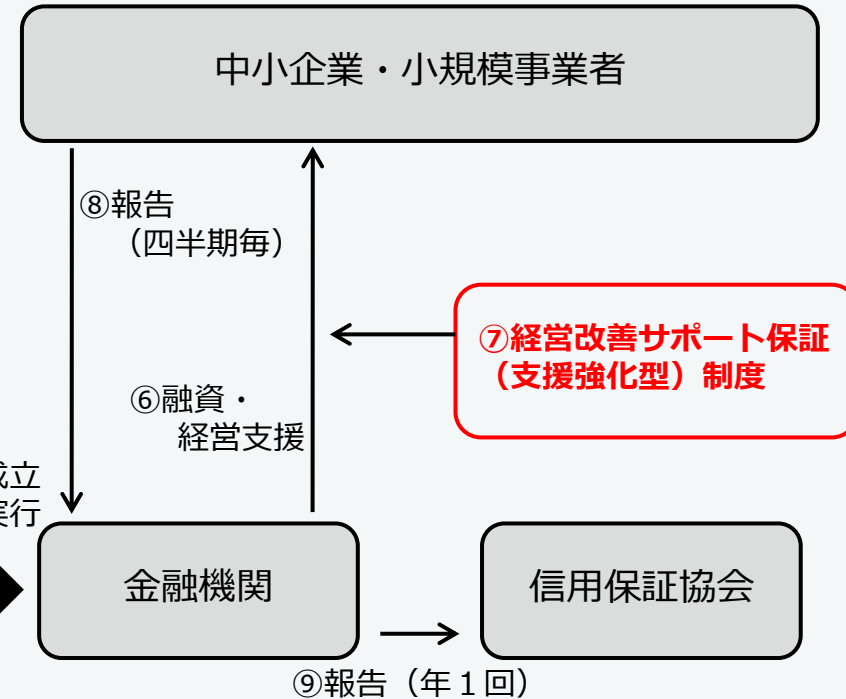
- 経営改善サポート保証は、経営サポート会議（※）や経営改善計画策定支援事業（405事業）等により作成した経営改善・再生計画に基づき、中小企業者が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、信用保証協会の保証付き融資で支援し、経営改善・事業再生の取組を後押しする制度。
- 物価高や人手不足等の影響により、経営状況の厳しい中小企業者の利用ニーズを想定し、経営改善サポート保証（感染症対応型）の後継制度として創設。

※経営サポート会議：金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み

計画策定段階



計画実行段階



保証 限度額	2億8,000万円 (一般の普通・無担保保険とは別枠)
保証割合	責任共有（80%保証） ※ 100%保証およびコロナ禍の SN5号からの借換については 100%保証
保証料率	0.4%（事業者負担） ※ 保証料補助実施
金利	金融機関所定
保証期間	15年以内
据置期間	3年以内

協調支援型特別保証

- 原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業の経営の安定や事業の発展など、多岐にわたる経営課題解決への取組を後押しする制度を創設。

	制度概要
主な要件	①プロパー融資を当該融資額の1割以上（期間1年以上）同時実行する場合 ②金融機関の支援を受け計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う場合
限度額	2.8億円
保証期間	10年（据置1年以内（運転資金）、3年以内（設備資金））
保証割合	80%保証
金利	金融機関所定利率
保証料率	保証料補助により変動 要件①：2025年度1/2、2026年度1/3、2028年度1/4補助 要件②：1/4補助
取扱期限	2028年3月31日
備考	②については、四半期毎の金融機関によるモニタリングを実施 ※後日プロパー融資を実行したらモニタリング要件を緩和する

セーフティネット保証制度の概要

- 取引先の倒産、自然災害、構造的な不況等によって、経営の安定に支障が生じている中小企業者を一般保証（最大2.8億円の保証枠）とは別枠（最大2.8億円）の保証の対象とする制度。

	制度概要・対象者	保証割合	最近の主な適用事例
1号	【連鎖倒産防止】 大型倒産事業者を告示で指定。当該指定事業者に対し、売掛債権等を有している中小企業者が対象。	100%	タカタの民事再生手続開始（2017）/ オフィスエフェイ・コムの手続開始（2022）/ 丸住製紙の再生手続開始（2025）
2号	【事業活動の制限】 事業所の閉鎖等、事業者の取引制限を告示で指定。当該事業者との直接・間接取引先の中小企業者等が対象。		さけ・ます類の流し網漁業の禁止（2016）/ 三菱自動車の生産縮小（2016）/ 日野自動車のエンジン生産停止（2022）/ ALPS処理水海洋放出（2023）/ ダイハツ工業生産停止（2024）/ 三菱マヒンドラの生産停止（2026）
3号	【事故等の突発的災害】 突発的な事故等により相当数の中小企業者に影響が出ている地域と業種を告示で指定。当該地域内の中小企業者であって、売上等が減少している中小企業者が対象。		ナホトカ号流出油災害（1997）/ 有明海の手付の不作（2001）/ 米国テロを契機とした被害（2001）
4号	【自然災害等の突発的災害】 自然災害等により相当数の中小企業者に影響が出ている地域を告示で指定。当該地域内の中小企業者であって、売上等が減少している中小企業者が対象。		新型コロナウイルス感染症（2020）/ 島根県松江市の大規模火災（2021）/ 静岡県熱海市の大規模大雨災害（2021）/ 福島県沖地震（2022）/ 能登半島地震（2024）
5号	【不況業種】 全国的な不況業種を告示で指定。当該業種に属し、売上等が減少している中小企業者が対象。	80%	原則として、四半期毎に不況業種を指定 （2020.5.1～2021.7.31：全業種〔新型コロナ対応〕） （2026.4.1～6.30：520業種）
6号	【破綻金融機関】 破綻金融機関と金融取引を行っていた中小企業者が対象。	100%	日本振興銀行の破綻（2010年）
7号	【金融機関の経営の合理化】 支店の削減等、経営の合理化により中小企業向け貸出が減少している金融機関を告示で指定。当該金融機関からの借入残高が減少等している中小企業者が対象。	80%	原則として、半年毎に金融機関を指定 （2026.1.1～6.30：15金融機関）
8号	【RCCへの債権譲渡】 RCC（整理回収機構）に貸付債権が譲渡された中小企業者であって、事業の再生が可能な中小企業者が対象。		貸付債権がRCCに譲渡された中小企業者がその都度対象。

セーフティネット保証4号の概要

1. 制度概要

- 自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、**信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度。**

2. 対象中小企業者

- ① 災害の影響を受けた後、原則として**最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少**しており、かつ、その後2か月を含む**3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少**することが見込まれること。
- ② 事業開始後1年1か月を経過していない、あるいは前年等以降店舗や工場の増加、新たな事業の開始、新規設備導入などで指定を受けた災害の発生する前に売上高等を有している場合、原則として**最近1か月間の売上高等が災害の発生する直前の3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少**しており、かつ、その後2か月間を含む**3か月間の売上高等が災害が発生する直前の3か月間の売上高等と比較して20%以上減少**することが見込まれること。
- ③ 事業開始後1年1か月を経過していない、あるいは前年等以降店舗や工場の増加、新たな事業の開始、新規設備導入などで指定を受けた災害の発生する前に売上高等を有していない場合、原則として**最近1か月間の売上高等が災害の発生した以後3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少**しており、かつ、その後2か月間を含む**3か月間の売上高等が災害が発生した以後3か月間の売上高等と比較して20%以上減少**することが見込まれること。

3. 内容

- ① 対象資金：経営安定資金
- ② 保証割合：100%保証
- ③ 保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円（別枠） →

【一般保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内
【別枠保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内
- ④ 保証人：原則第三者保証人は不要

セーフティネット保証5号の概要

1. 制度概要

- 全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、**信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。**

2. 対象中小企業者

- ① **指定業種に属する事業**（以下、「指定事業」という。）を行っており、**最近3か月の指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5%以上を占め、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少していること。**
- ② **創業者等**であって**指定事業**を行っており、**最近1か月の指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5%以上を占め、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高等がその直前3か月と比較して5%以上減少していること。**
- ③ 指定事業を行っており、最近1か月の指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占め、かつ、
 - (1) 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、
 - (2) 指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること、
 - (3) 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること。
- ④ 指定事業を行っており、**最近3か月の指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高の5%以上を占め、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。**

3. 内容

- | | | |
|------------------------------|---|--|
| ① 対象資金：経営安定資金 | → | 【一般保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内
【別枠保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内 |
| ② 保証割合：80%保証 | | |
| ③ 保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円（別枠） | | |
| ④ 保証人：原則第三者保証人は不要 | | |

災害関係保証の概要

1. 制度概要

- 「激甚災害法」による被災区域内に事業所を有し、かつ、当該事業所又は主要な事業用資産について激甚災害の被害を受けた中小企業者に対して、**信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証**する制度。

2. 対象中小企業者

- 激甚災害について災害救助法に該当する被害が発生した地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた者**
 - ✓ 事業所については主たる事業所のみならず、支店、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産も含まれる。
(主たる事務所が被災地域外であっても差し支えない)
 - ✓ 激甚災害を受けた者であるものには、間接被害のみを受けた者は含まれない。

3. 内容

- ① 対象資金：運転資金、設備資金
- ② 保証割合：100%保証
- ③ 保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円（別枠）
- ④ 対象者確認要件：**罹災証明書等**
(「罹災証明書」という名称でなく「被災証明書」「被害証明書」等でも差し支えない。)

モニタリング強化型特別保証制度の概要

	制度概要
主な要件	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出していること。
限度額	2.8億円
保証期間	10年（据置1年以内（運転資金）、3年以内（設備資金））
保証割合	80%保証
金利	金融機関所定利率
保証料率	借入金額に対し0.45%から1.90%とし、1年目（2026年度末まで）は国が1/2相当を補助。 （2年目以降は、補助の有無を含め未定）
実施時期	2026年3月16日取扱開始
取扱期限	2029年3月31日
備考	月次で認定経営革新等支援機関によるモニタリングを実施。金融機関及び保証協会に対しては年次のモニタリング報告に加え、経営状況の変化を察知した場合は随時報告を行う。

1. 足元の中小企業金融の状況
2. 信用保証関連
- 3. 政策金融関連**
4. 再生支援関連
5. 経営者保証改革関連
6. 能登半島地震関連

危機対応後経営安定貸付の概要（日本政策金融公庫）

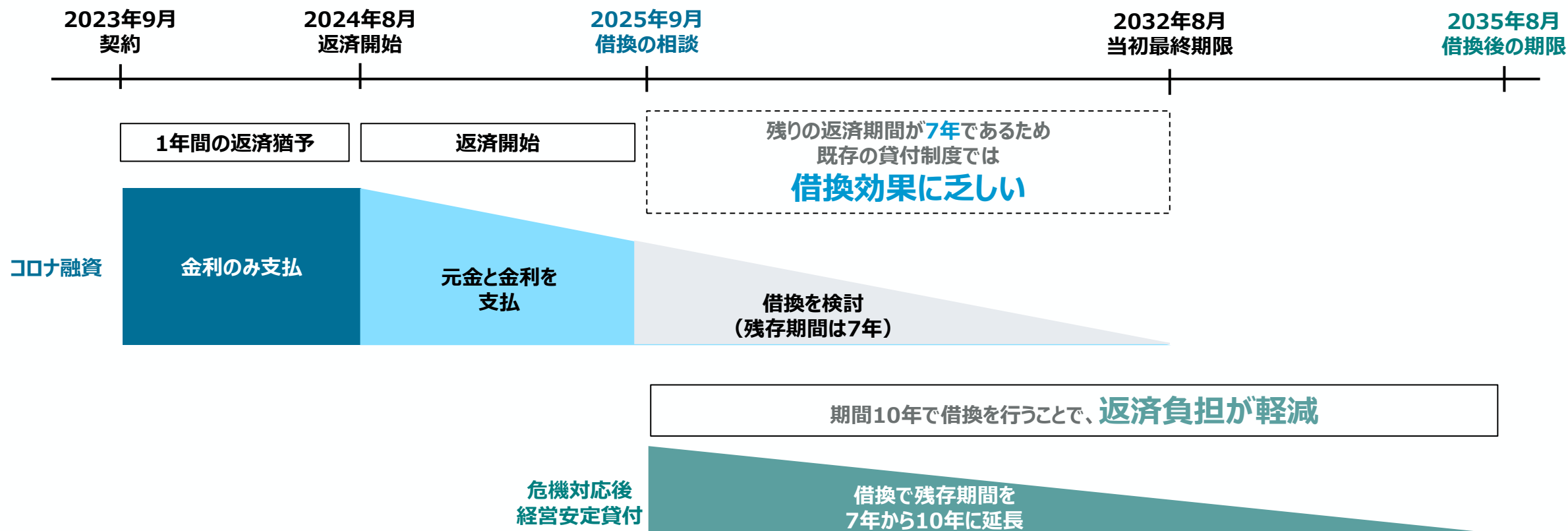
- コロナ禍で措置した特別貸付制度の終了に際し、終了後における、**借換等の返済負担軽減にかかるニーズ**に対応するため、令和7年1月より「**危機対応後経営安定貸付**」を創設。

危機対応後経営安定貸付	
貸付対象	<ul style="list-style-type: none">▶ 災害等の危機時に措置され、既に取扱いが終了している貸付制度を利用し、且つ債務負担が重い者（債務償還年数13年以上）▶ コロナ貸付及びコロナ資本性ローンの残高を有する者も当該制度の対象
貸付限度額	<中小企業事業> 20億円 <国民生活事業> 別枠 7,200万円
貸付期間	最大 20年間 （うち、据置期間は2年以内）
主な資金使途	既往債務の返済負担軽減のために必要とする運転資金 →主には、コロナ禍で措置した貸付制度の借換等
適用利率	<ul style="list-style-type: none">▶ 基準利率（中小事業：3.25%、国民事業3.95%） <令和8年6月現在> （※）貸付期間10年の標準的利率、実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる

借換のイメージ

- コロナ禍で措置した貸付制度は返済期間が長く、返済途中で借換を行い返済負担の軽減を図る場合には、**残存期間を上回る年数で借換を行う必要**。
- 危機対応後経営安定貸付は、**最大20年の返済期間**を設定できるため、ゆとりをもった返済方法を選択することが可能。

借換のイメージ



資本性劣後ローンの概要（日本政策金融公庫）

- 再生支援に加えて、構造的な賃上げ実現のため、生産性向上に向けた省力化投資に取り組む事業者等、成長資金を必要とする事業者についても、民間金融機関が資本とみなすことのできる、長期間元本返済のない資本性劣後ローンにより支援できるよう、2025年3月から制度を拡充（対象とする貸付制度の追加、貸付限度額の拡充等を含む）。

	＜拡充前＞ 通常資本性劣後ローン	＜拡充後＞ 通常資本性劣後ローン
貸付対象	「 新事業型 （注1）」と「 再生型 （注2）」の2種類が存在し、各貸付制度で定める要件を準用	現行の対象のほか、労働生産性向上のための 省力化投資 に取り組む事業者等、 成長資金を必要とする事業者 を対象に追加
貸付限度額	10億円	コロナ資本性劣後ローンと同様 15億円に拡充
貸付期間	5年1か月又は6年～20年までの中で、 1年単位 で貸付期間を設定可能（期限一括償還）	変更なし
適用利率	<ul style="list-style-type: none"> 赤字の場合は0.50%、黒字の場合は3%後半～4%後半の金利が適用（16～20年の場合は4.65%） 民間金融機関の支援を受け事業計画を策定し、当該金融機関が相応の支援を行う場合は、当初3年間について0.50%を適用 	<ul style="list-style-type: none"> 赤字の場合は0.50%、黒字の場合は3%前半～3%後半の金利が適用（16～20年の場合は3.95%） 民間金融機関の支援を受け事業計画を策定し、当該金融機関が相応の支援を行う場合は、当初3年間について0.50%を適用
期限前弁済	<ul style="list-style-type: none"> 期間5年1ヶ月～7年の場合は、貸付後5年間 期間8年～10年の場合は、貸付後7年間 期間11年～20年の場合は、貸付後10年間 は、繰上償還不可。 各経過後は、期限前弁済手数料の発生なく、繰上償還が可能 	コロナ資本性劣後ローンと同様 <ul style="list-style-type: none"> 貸付後5年間は、繰上償還不可 5年経過後は、期限前弁済手数料の発生なく、繰上償還が可能

（注1）スタートアップ支援や、海外展開、M&A（事業承継）等の、新規事業展開や成長投資に必要な資金を供給する制度を定義

（注2）過剰債務（債務償還年数15年以上）の状況に陥り、認定経営革新等支援機関による指導・助言のもと「経営改善計画」を策定し再生を図る者等に必要な資金を供給する制度を定義

（注3）上記は、日本公庫中小事業の貸付条件を示したものの

（注4）日本公庫貸付実績：2024年度 167件 211.5億円、2025年度 579件 439.8億円

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の概要

対象者

- 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

対象要件

- 最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等
→ **特別相談窓口が設置された災害・事象**による影響を受けた場合、**数値要件を満たさず**とも、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあれば対象

制度内容

- 対象資金 設備資金及び運転資金
- 貸付限度額 中小企業事業：7億2,000万円
国民生活事業：7,200万円
- 貸付期間 設備資金20年以内、運転資金10年以内
- 据置期間 3年以内
- 貸付利率 基準利率（中小企業事業：2.65%、国民生活事業：3.35%）＜令和8年6月現在（注）＞

- ➔ 以下の要件に該当する場合は、上記利率から0.4%を控除
原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響または**中東**・ウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における**売上高**、売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している場合

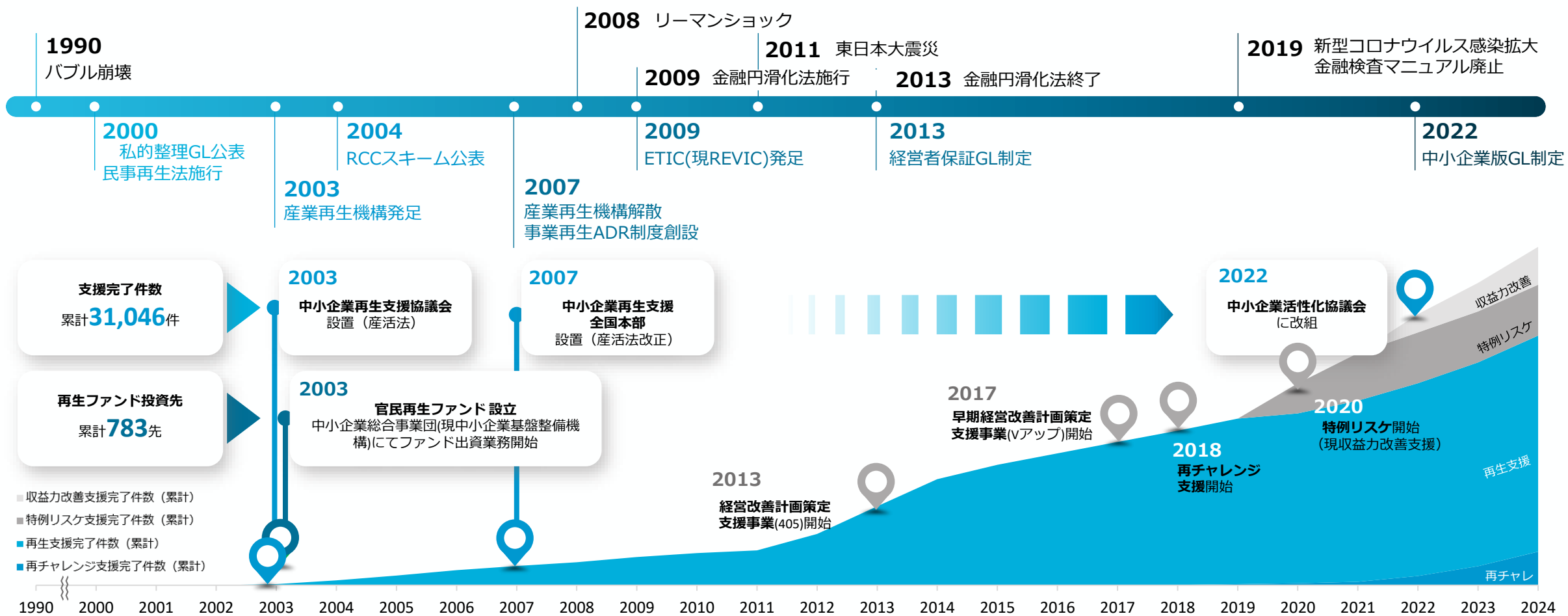
4/1より、赤字部分を追加し、
金利引下げの対象要件拡充を実施

（注）貸付期間5年以内の標準的利率。実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる。

1. 足元の中小企業金融の状況
2. 信用保証関連
3. 政策金融関連
- 4. 再生支援関連**
5. 経営者保証改革関連
6. 能登半島地震関連

中小企業への再生支援の歴史

- バブル崩壊後、過剰債務問題・不良債権処理問題が発生する中、地域経済や雇用、産業の維持を図るため2000年頃に私的整理に関するガイドラインの公表、法的手続きでは民事再生法の施行など、2000年代に事業再生の歴史がスタート。
- 2003年には、手薄である中小企業者への支援を強化し、債権放棄等の金融支援を含む円滑な事業再生を図るため、中小企業再生支援協議会（現 **中小企業活性化協議会**）を設置。リーマンショックや新型コロナ等の危機事象にも応じ、経営改善（収益力改善）から事業再生、再チャレンジと支援領域を広げ現在に至っている。

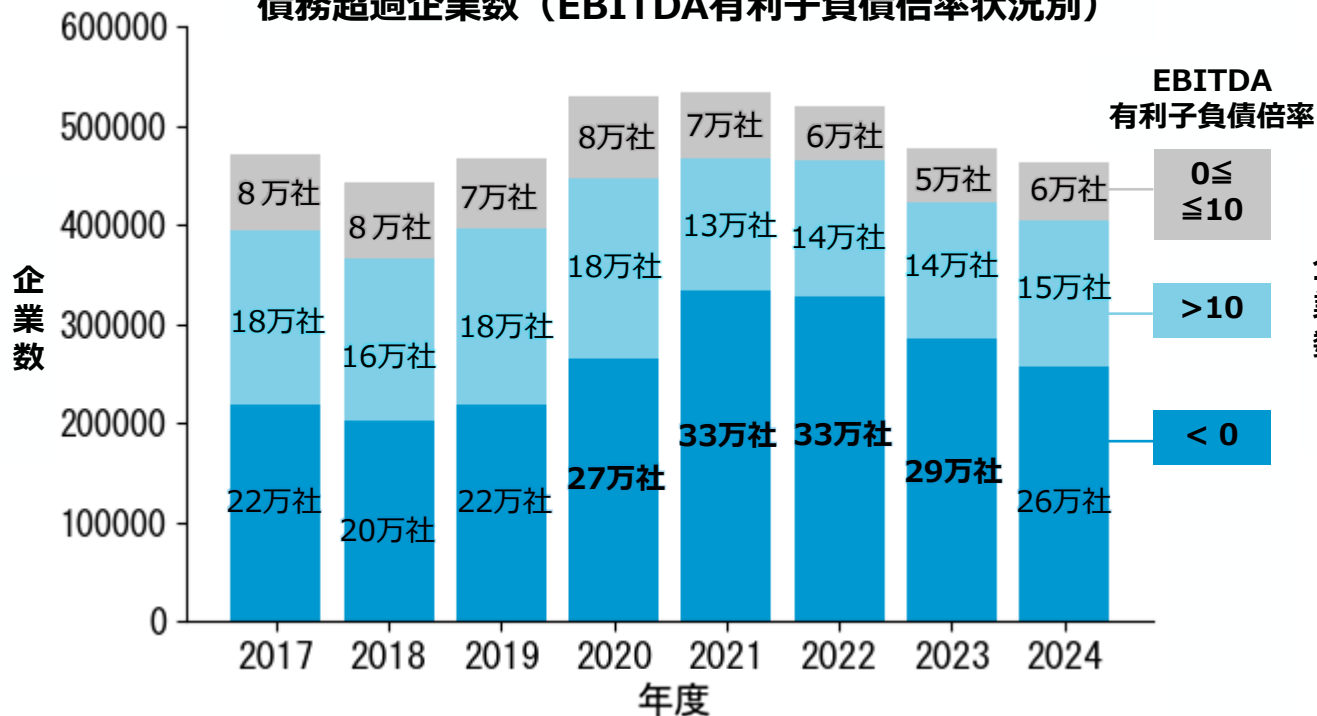


(出所) 累計件数は2024年度末時点。中小企業活性化全国本部、中小企業基盤整備機構のデータより作成。

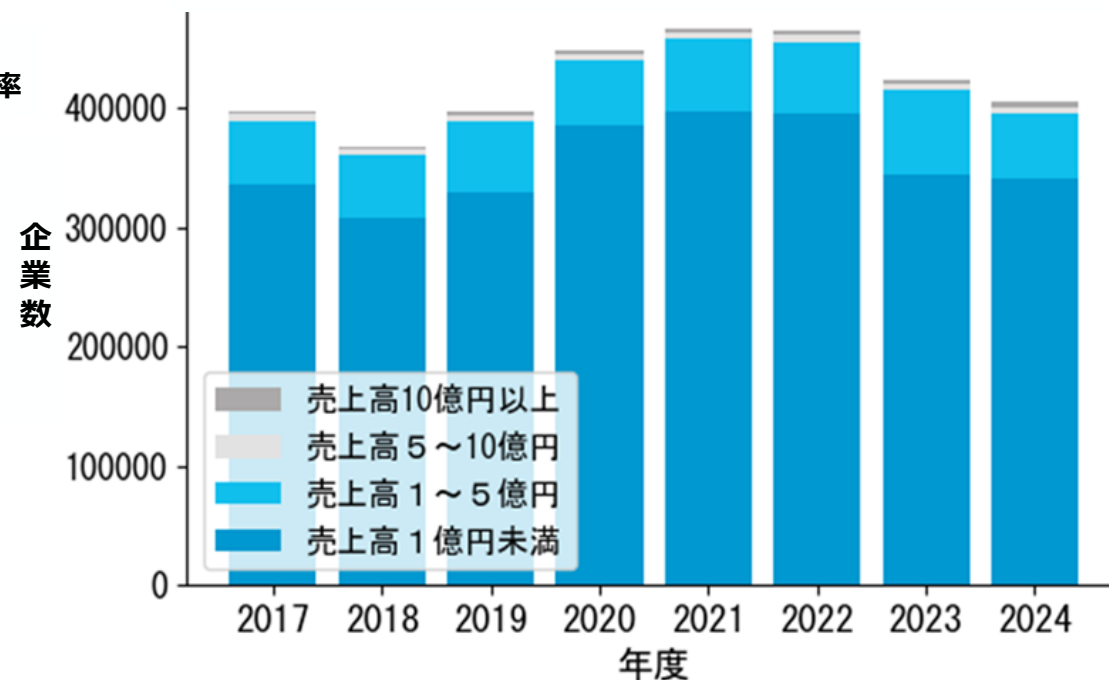
中小企業における再生フェーズ相当の企業数（推計）

- 2017年度～2024年度において債務超過企業数は50万社前後で推移。うち「債務超過」かつ「EBITDA有利子負債倍率※10倍超またはマイナス」（再生フェーズ相当）は40万社前後。こうした企業の9割超は売上高5億円以下が占める。
- なお、コロナ禍では「債務超過」かつ「EBITDAマイナス」の企業が増加（2021年度に33万社まで増加）。近年はコロナ前の水準に戻りつつある（2024年度26万社）。
- 2024年度において、例えば、中小企業活性化協議会の相談件数（8,761件）や中小企業版事業再生ガイドライン件数（217件）を踏まえても合計で再生フェーズ相当の企業の数%程度の対応にとどまるなど、近年再生支援の体制強化を進めてきた上でも、再生支援の供給体制に不足が生じている可能性。

債務超過企業数（EBITDA有利子負債倍率状況別）



再生フェーズ相当の企業（売上規模別）



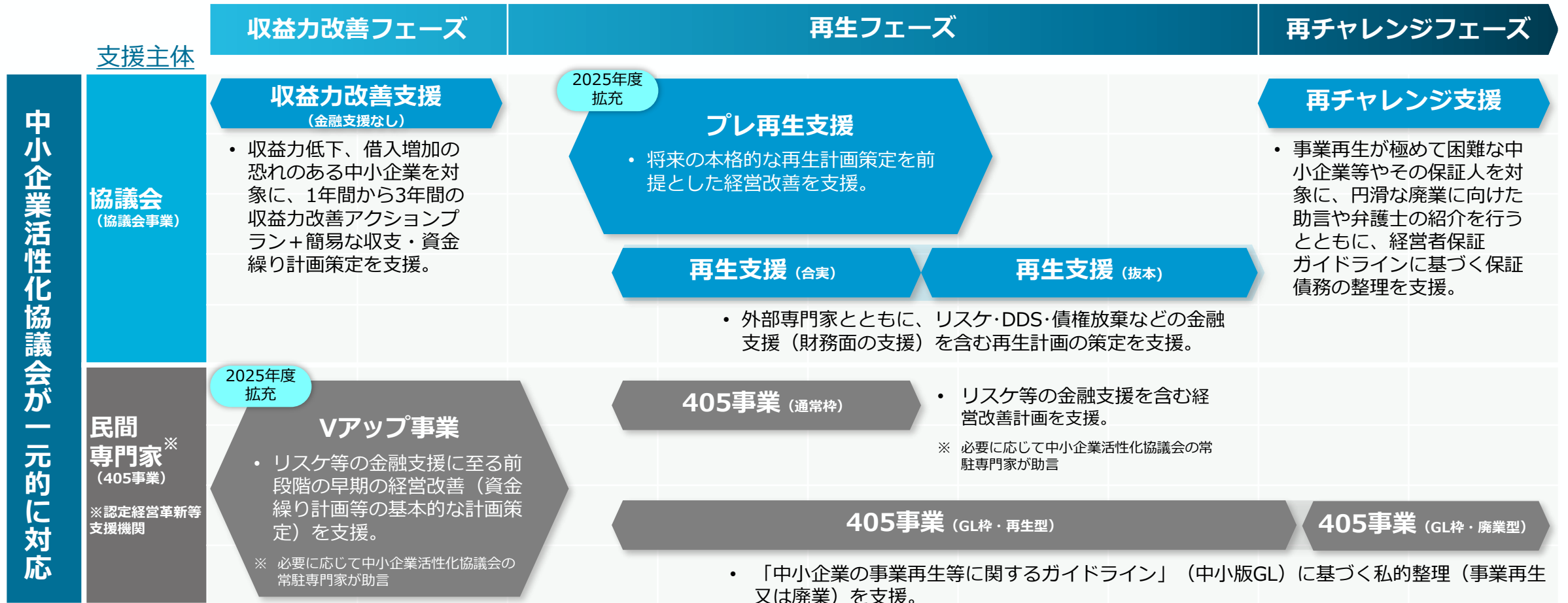
※：EBITDA有利子負債倍率＝ネット有利子負債÷(営業利益＋減価償却)

(注) 各年度における中小企業数の推計上の総数は約300万社程度。なお、債務超過企業数の推計に当たっては、会社形態（個人事業主、株式会社、有限会社等）が「不明・無回答」となっているデータを除いている。

(出所) 中小企業実態基本調査（2017年度～2024年度）を基に作成。

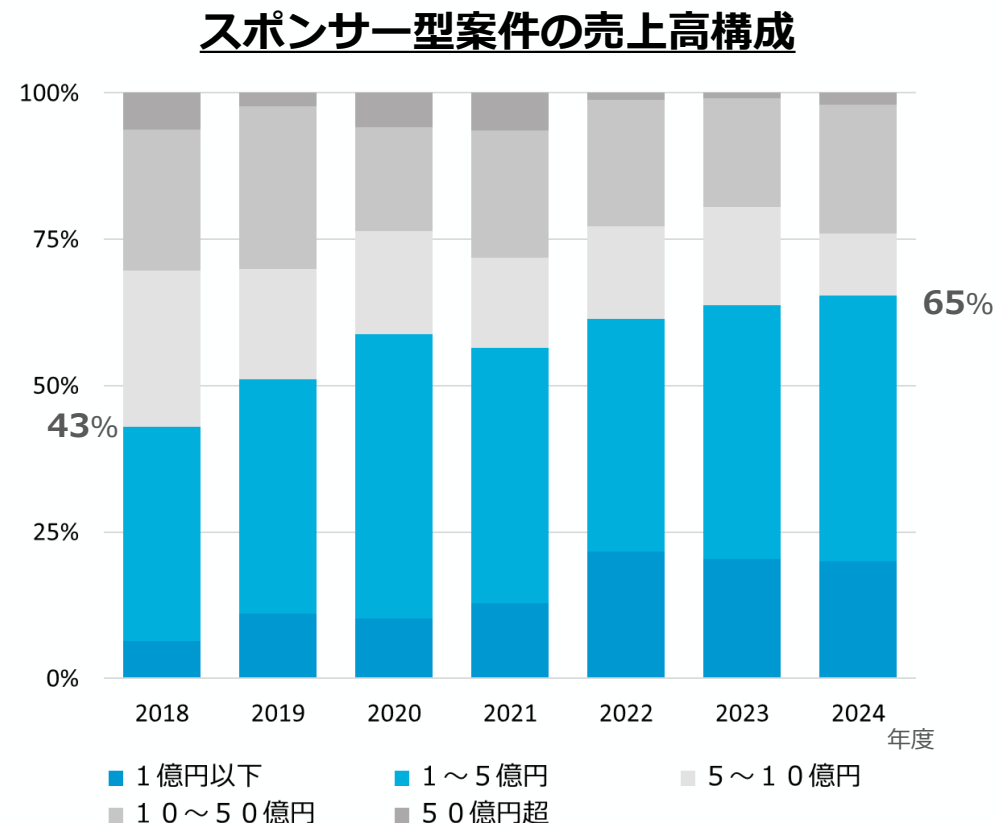
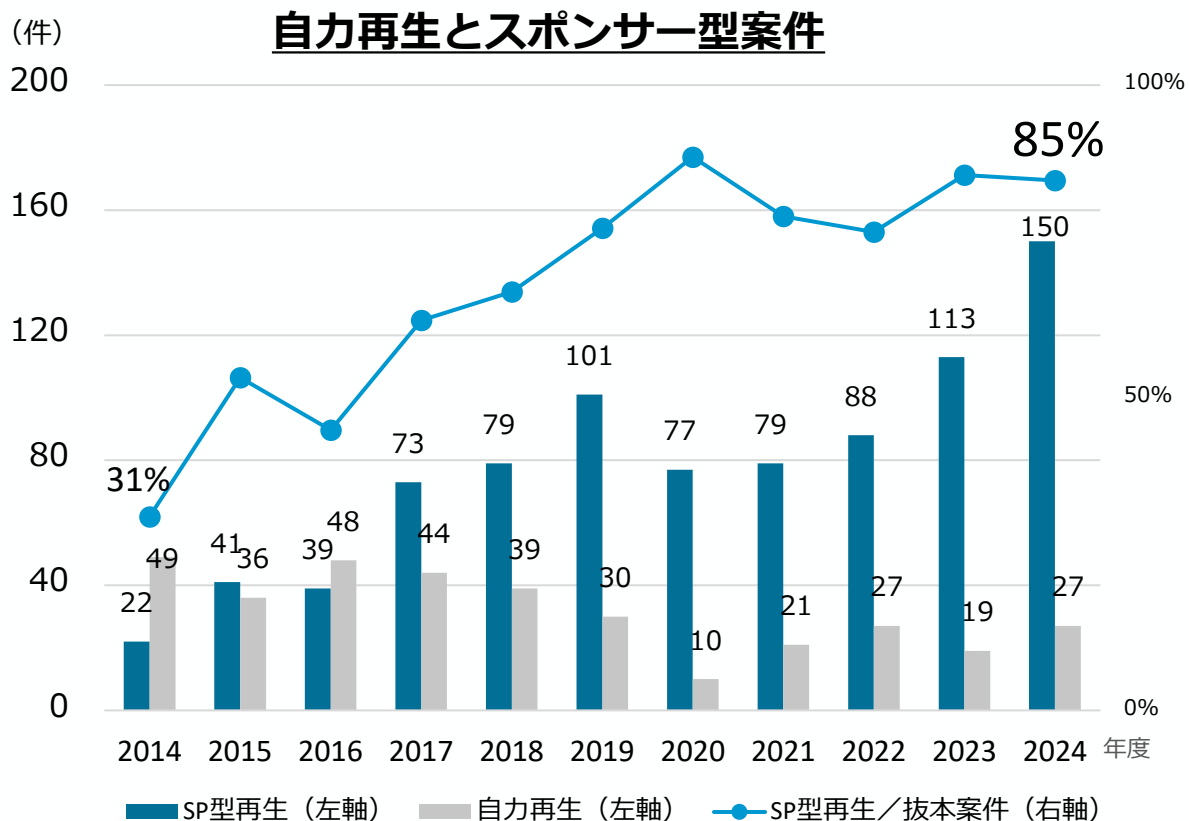
再生支援の全体像

- **中小企業活性化協議会**は、**全国47都道府県に設置**し、主に地域金融機関OBや士業等が常駐専門家として構成。
- 協議会がハブとなり、金融機関、民間専門家、各種支援機関と連携し、収益力の低下やビジネスモデルの毀損に苦しむ中小企業の**収益力改善、事業再生、再チャレンジのフェーズ**を地域全体で支援。



最近の中小企業活性化協議会による再生支援傾向

- 抜本再生に進む案件が増加基調にある中で、特に、抜本案件の中でも事業を第三者へ売却し事業を存続させるスポンサー型案件の割合が年々増加しているなど、自主再生の難易度が上昇している可能性。
- 近年の中小企業活性化協議会案件では事業者の事業規模は年々縮小しており、2024年度の再生支援完了先のうち売上高5億円未満の企業は全体の65%を占めている状況。



(注) 抜本再生とは、債権放棄案件をいい、自力再生及びSP型再生の合計をいう。
 (出所) 中小企業活性化全国本部データより作成。

(注) 一部の年度はデータ都合により売上高別の構成割合が概算値となっている。
 (出所) 中小企業活性化全国本部データより作成。

再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ

1. 2024年3月に「再生支援の総合的対策」を策定してから1年が経過。中小企業活性化協議会（以下、「協議会」）への相談件数も過去最高水準に達し、事業再生支援コースはより一層高まっている状況。
2. 足元では、債権者の多数決と裁判所認可により金融債務の減免等を可能とする早期事業再生法案が閣議決定。中小企業向けには、更に、協議会や「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を活用した支援を一層充実させていく必要がある。特に、抜本再生・再チャレンジ案件が増加していることを踏まえ、時機を逃すことなく、「早期」に必要な支援を提供できるよう体制を強化する。

1. 早期相談に向けた取組強化

- 信用保証協会から協議会への案件持込も一定の成果が出始めているが、事業再生支援コースの高まりも踏まえ、一層の促進。
- コロナ禍で信用保証協会が実質メインとなる事業者が増加したこと等を踏まえ、信用保証協会と民間金融機関等が連携した予兆管理の体制強化等、効果的な事業者支援の実行に向けて、経営情報のモニタリングの高度化を図る仕組みを構築するよう促す。
- 再チャレンジ支援が増加する中、関係機関も含め、経営状況の悪化が進んでしまった段階での相談にならないよう意識を醸成。

① 信用保証協会向け監督指針改正後のPDCAの徹底

→信用保証協会による協議会への持込状況の把握や主体的な検討に基づく支援状況を確認【2025年夏頃】

② 金融機関による「早期経営改善計画策定支援事業」の拡充・延長

→2025年2月に実施した民間金融機関による支援要件の拡充と期限延長を契機として、事業の通称をポストコロナ事業からVアップ事業に変更【2025年4月～】

③ 中小企業・小規模事業者の経営状況の「予兆管理における着眼点」を整理・公表

→信用保証付融資先の予兆管理の取組を促進【2025年3月】

④ 経営悪化の予兆が検知された場合の情報共有・連携の考え方を整理・公表

→税理士等の認定経営革新等支援機関とも連携し、経営状況のモニタリング結果の活用の在り方を検討【2025年3月】

⑤ 中小企業・小規模事業者が一定の経営情報を提供するインセンティブの具体化

→予兆管理・モニタリングの強化に向けて、中小企業による経営情報の提供を要件とした支援策の導入等を検討【2025年度中】

⑥ 再チャレンジ事例集の公表

→早期決断による円滑な再チャレンジの意識醸成に活用【2025年4月】

2. 事業再生支援の体制強化

- 事業再生支援ニーズの高まりに対応すべく、政府系金融機関との連携も含め、各地域での事業再生支援の専門家育成を一層促進。
- 対象事業者が躊躇せず、円滑な再チャレンジフェーズに移行できるよう、再チャレンジ支援内容を拡大。
- 信用保証付融資割合の高い事業者の相談が増えている中で、**抜本再生のための求償権放棄手続を迅速化**。

中小企業活性化協議会・事業再生GL

- ① **トレーニー研修制度・協議会補佐人制度の活用や全国本部のサポート強化**等による専門家育成
→トレーニー派遣の経験ある地銀・信金・信用保証協会割合を5割に
→協議会補佐人制度の活用協議会を倍増
→「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家不在地域を解消（12→0）
→全国本部によるサポート体制強化により低評価協議会を中心とした協議会の支援レベルを向上【2025年度中】
- ② **再チャレンジ支援の拡充**
→一定の条件の下、主たる債務である法人の債務整理に係る費用等に対する支援を実施【2025年3月～】
- ③ **個人事業主の債務免除益の税務上の取扱いの明確化**
→協議会スキーム及び「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づき策定された再生計画により個人事業主が債務免除を受けた場合の税務上の取扱いを、国税庁への照会により明確化・公表【2025年1月】

政府系金融機関

- ① **日本政策金融公庫等の事業再生等に関するノウハウ・ネットワークの活用**
→全国ネットワークを通じた事業再生支援のノウハウを活かし、引き続き関係機関（民間金融機関、協議会）との連携を促進
→事業再生途上にあり、事業承継の課題も抱える事業者に対して、関係機関と連携した計画策定支援の促進
（※）事業再生に限らず、後継者不在の事業者等と創業希望者等を結ぶ「事業承継マッチング支援」等の実施
- ② **商工中金の事業再生支援機能の強化**
→協議会との事業再生ノウハウ共有や人的サポート・連携体制を強化【2025年春頃】
→経営改善に向けた長期戦略策定サービスを創設し、本部の専門人材が営業店と一体的に策定を支援【2025年春頃】
→全国型再生ファンド活用促進、地銀との連携強化
→本部において事業再生の専門人材の配置を拡大するとともに、社内資格の「経営サポーター」取得者のノウハウ向上により、商工中金の対応力を底上げ

保証付融資の求償権放棄円滑化

- ① 「自治体における**求償権放棄手続の手引（仮称）**」の策定・公表
→自治体内手続迅速化に向け、手続時の参考資料を提供【2025年夏頃】

民間金融機関

- ① 「**経営者保証改革プログラム**」等に関する**取組状況のフォローアップ**
→民間金融機関が経営者保証を締結する際の説明・記録の状況等をフォローアップ【2025年】
- ② **経営改善・事業再生支援の取組状況のフォローアップ**
→早期の経営改善・事業再生支援に向けた民間金融機関の取組状況（「早期経営改善計画策定支援事業」の活用状況、事業承継・M&Aに係る支援の状況含む）をフォローアップ【2025年度】

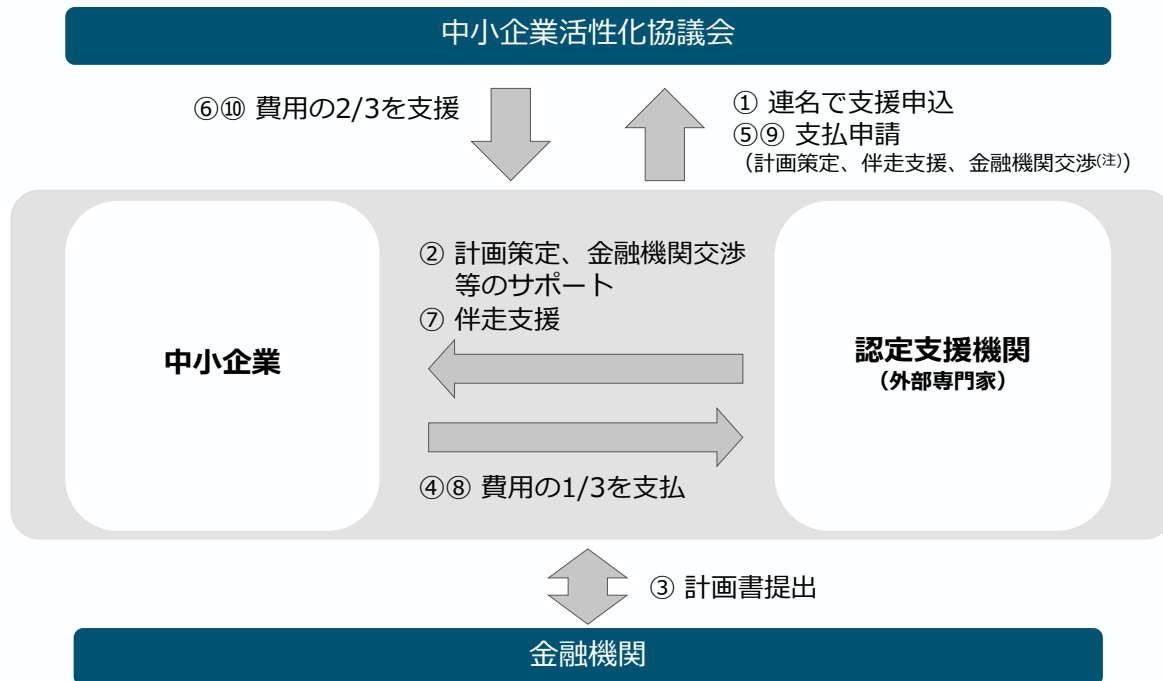
3. その他経営改善・事業再生に資する支援インフラの整備

- ① 「**経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度**」の開始
→協議会等の関与のもとで策定した計画の実行に必要な資金を、信用保証付融資で支援【2025年3月14日～】
- ② **日本政策金融公庫等の通常資本性劣後ローンの拡充**
→コロナの影響の有無によらず、過大な債務等に苦しむ事業者の財務基盤を強化【2025年3月～】
- ③ 「**協調支援型特別保証制度**」の開始
→民間金融機関によるプロパー融資を含む金融仲介機能の一層の発揮【2025年3月14日～】
- ④ **日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付金利引下げ措置の延長**
→原油価格上昇等の物価高騰に苦しむ事業者向けの資金繰り支援を継続【2025年4月～】

経営改善計画策定支援事業（Vアップ事業）の拡充（2026年3月開始）

- 資金繰りの管理や自社の経営状況の把握などに取り組む中小企業・小規模事業者が、認定経営革新等支援機関（金融機関を含む）とともに、資金繰り計画/ビジネスモデル俯瞰図/アクションプラン等の計画策定を支援する事業。
 - 事業再生ニーズが増大する一方、多くの事業者は、①自社の財務状況等を把握できていないこと、②経営課題が複雑化しており経営改善計画の実行面に課題を抱えていることから、早期の経営改善機会を逃している可能性。
 - そのため、金融機関等との連携強化により更なる利用促進を図るとともに、以下の支援内容の拡充を行う。
- ① 早期財務診断のため実態BS作成を要件化（拡充）
 - ② 伴走支援についてモニタリングのみならず実行支援まで対象化（拡充）
 - ③ 事業者がメインバンクと認める金融機関による計画策定支援の対象事業者を拡充 等

事業スキーム

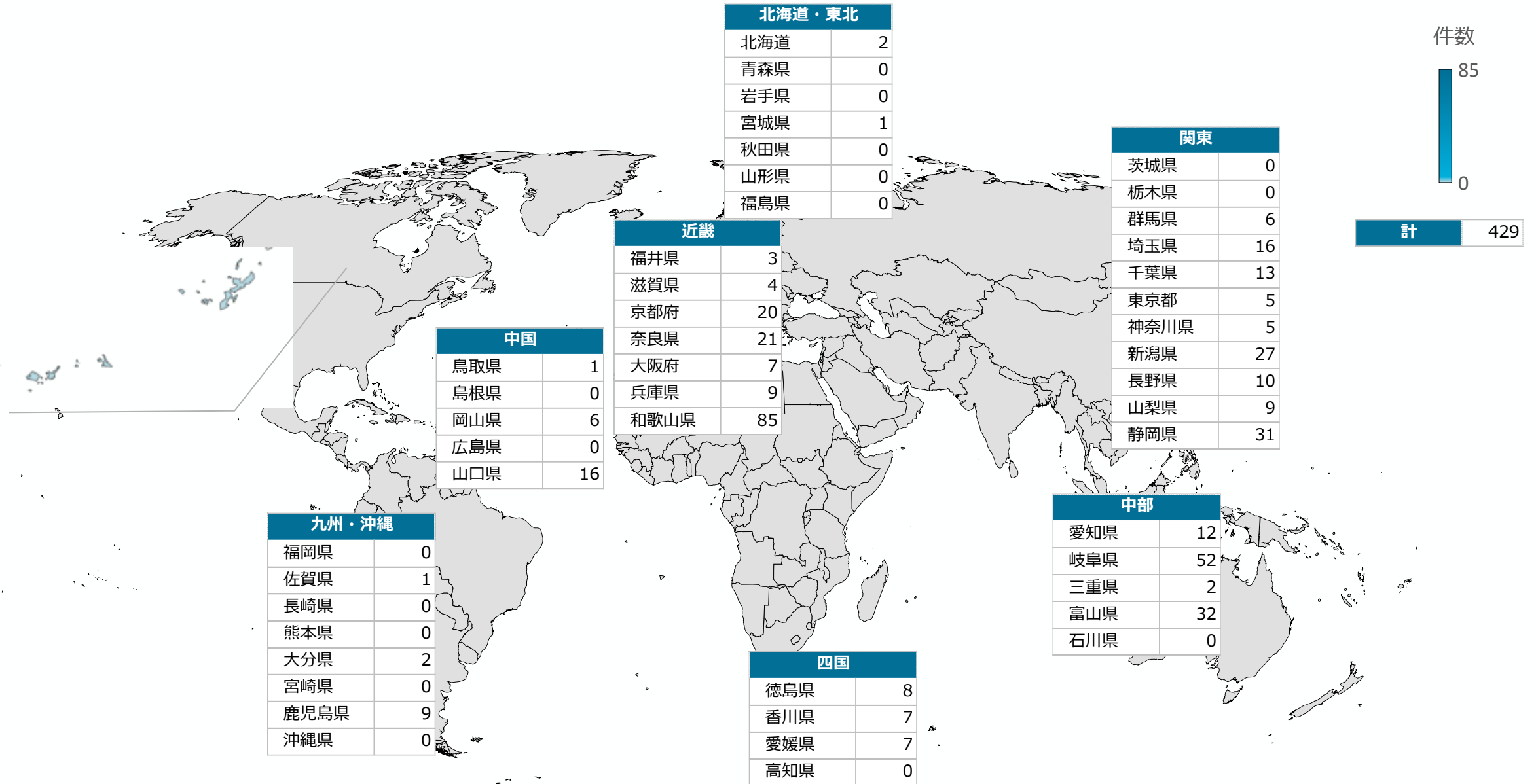


支援内容の拡充

<対象層>		正常先	要注意先
		リスク等金融支援なし先	【拡充】借換・新規融資
計画内容		<ul style="list-style-type: none"> ✓ ビジネスモデル俯瞰図 ✓ 経営課題の内容と解決に向けた基本方針 ✓ 実施計画（アクションプラン）及びモニタリング計画 ✓ 損益計画（PL） ✓ 実態貸借対照表、損益計算書等の計数計画 ✓ 資金繰表（実績・計画） ✓ その他 	
伴走支援		✓ 3年（少なくとも年2回以上の報告必須）	
補助	計画策定	✓ 2/3（最大15万→50万）	
	伴走支援	✓ 2/3（最大10万→30万）	
	経保解除	✓ 2/3（最大10万）	
	IM作成支援	✓ 新設（10万） ※金融機関は対象外	

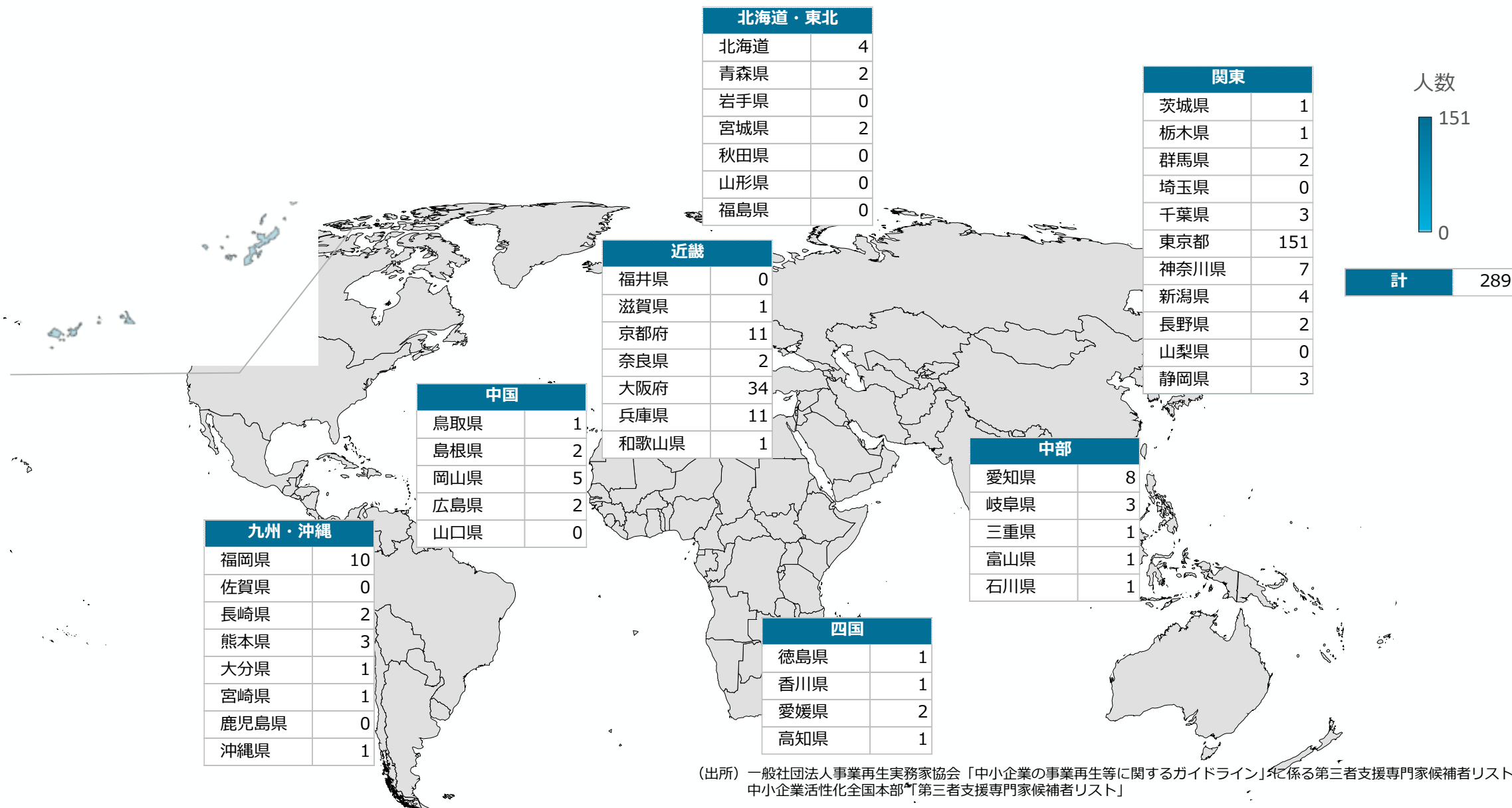
(注)経営者保証解除を目指した計画を作成し、金融機関交渉を実施する場合は別途補助（補助上限額10万円）

地域別：民間金融機関のVアップ事業活用状況（2026年3月末時点）



(注)都道府県の実績は、活用した金融機関の本店所在地別で集計。単位：件
(出所) 中小企業活性化全国本部「第三者支援専門家候補者リスト」

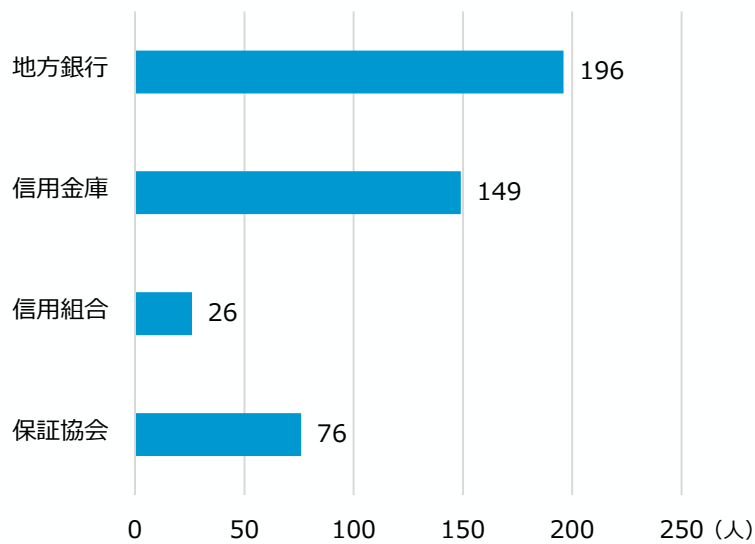
第三者支援専門家登録状況 (2026年3月末時点)



トレーニー研修制度

- 中小企業活性化協議会が有する再生支援のノウハウを地域に還元し、地域の再生支援の質の向上、再生支援専門家のネットワーク構築につなげることを目指し、**2022年度からトレーニー研修制度を創設**。
- 各地の協議会で、金融機関・信用保証協会の職員を2022年度127名、2023年度105名、2024年度は110名、2025年度は105名と合計447名を受入れ。
- 本制度を通じて、協議会事業への理解や派遣元の金融機関等との関係構築が図られた結果、**派遣実績のある金融機関の1金融機関あたりの2021年度～2024年度の計画策定支援件数**は、**派遣実績無し金融機関の4倍以上**となっている。また、派遣実績のある金融機関が本制度の利用をリピートする傾向にある。

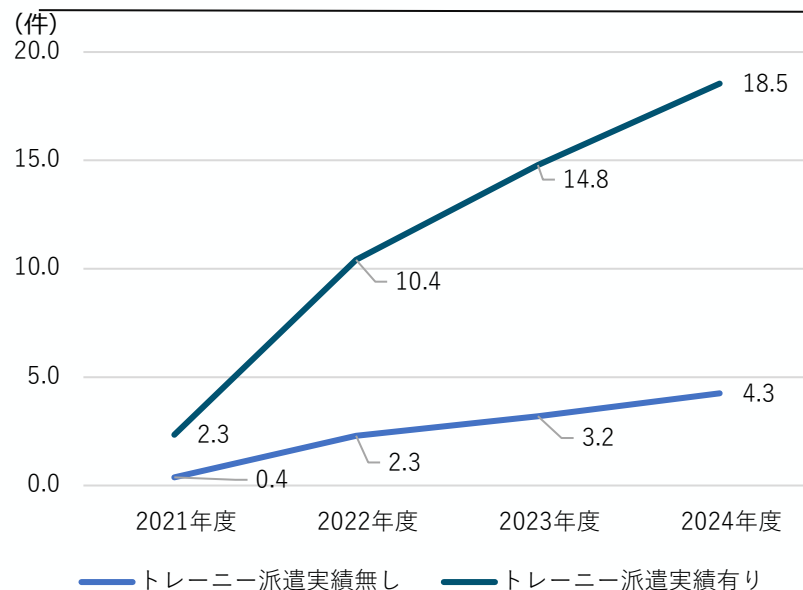
トレーニー派遣実績（2022～2025年度累計）



※属性別の2022年度～2025年度のトレーニー派遣累計人数

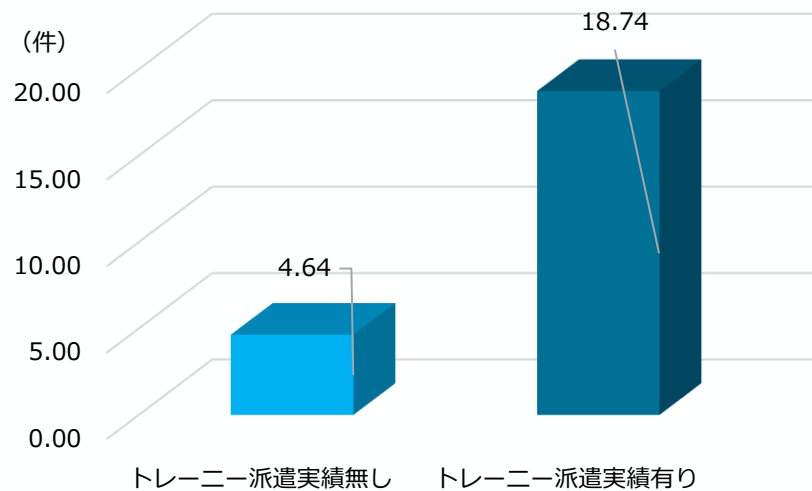
(出所) 中小企業活性化全国本部提供資料を加工。

2022年度トレーニー制度開始後の活性化協議会への1金融機関等当たりの事前相談件数について



(1金融機関当たりの年間事前相談件数)

1金融機関等当たりの計画策定支援件数について (2021～2024年度累計)



(1金融機関当たりの計画策定支援件数)

※計画策定支援：収益力改善支援・リスク・プレ再生計画策定・再生計画策定 (債権放棄・DES・DDS)

トレーニー派遣実績について

- これまで派遣実績のない金融機関にもトレーニー派遣を促し、総計で50%の金融機関からの派遣実現を目指す。

都道府県別トレーニー派遣実績（2022～2026年度上期累計予定）※地方銀行・信用金庫・信用保証協会

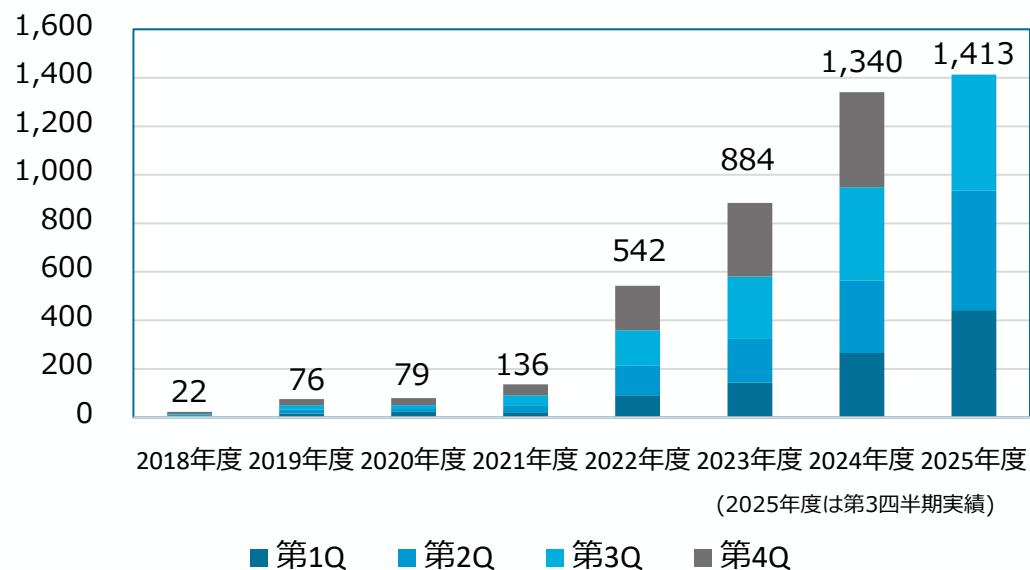
No.	都道府県	派遣実績人数	派遣実績有の金融機関	県内金融機関数	割合
1	北海道	5	5	23	22%
2	青森県	11	2	4	50%
3	岩手県	7	3	10	30%
4	宮城県	14	3	8	38%
5	秋田県	12	4	5	80%
6	山形県	13	5	8	63%
7	福島県	4	3	12	25%
8	茨城県	5	3	5	60%
9	栃木県	10	4	9	44%
10	群馬県	8	4	10	40%
11	埼玉県	15	4	7	57%
12	千葉県	8	5	9	56%
13	東京都	33	12	27	44%
14	神奈川県	19	9	13	69%
15	新潟県	20	6	12	50%
16	長野県	5	3	8	38%
17	山梨県	9	4	4	100%
18	静岡県	9	4	14	29%
19	愛知県	28	9	19	47%
20	岐阜県	11	5	10	50%
21	三重県	13	5	7	71%
22	富山県	1	1	11	9%
23	石川県	3	3	6	50%
24	福井県	5	4	7	57%

No.	都道府県	派遣実績人数	派遣実績有の金融機関	県内金融機関数	割合
25	滋賀県	13	4	5	80%
26	京都府	8	2	5	40%
27	奈良県	16	5	5	100%
28	大阪府	28	7	10	70%
29	兵庫県	20	7	14	50%
30	和歌山県	6	3	4	75%
31	鳥取県	10	1	5	20%
32	島根県	2	2	6	33%
33	岡山県	6	4	10	40%
34	広島県	11	5	7	71%
35	山口県	4	2	6	33%
36	徳島県	7	3	5	60%
37	香川県	9	2	5	40%
38	愛媛県	1	1	7	14%
39	高知県	6	3	5	60%
40	福岡県	4	2	14	14%
41	佐賀県	7	3	7	43%
42	長崎県	10	3	4	75%
43	熊本県	11	3	7	43%
44	大分県	5	2	6	33%
45	宮崎県	7	3	6	50%
46	鹿児島県	16	4	6	67%
47	沖縄県	13	4	5	80%
	総計	488	185	402	46%

中小企業活性化協議会による支援体制の強化～再チャレンジ支援の拡充～

- **再チャレンジ支援完了件数（紹介弁護士等への助言まで完了した件数）は2024年度は1,340件（前年度比5割増）。**
- 今後も相当の相談件数が増えることが見込まれる中、経営者保証ガイドライン※を通じて個人保証債務を整理し、事業者の早期の決断を促すため、2025年3月以降、経営者保証ガイドラインの活用が見込みがある等の一定の条件の下で、**主たる債務である法人の債務整理に係る費用等（協議会が紹介した弁護士への相談時に発生する謝金等）についても一部を協議会が負担する支援を開始済。**
- ※経営者保証ガイドライン：2013年に全国銀行協会と日本商工会議所が策定。（仮に破産した場合でも手元に残せる）自由財産99万円に加えて、早期の廃業の決断により、華美でない自宅などを経営者の手元に残せること等を示しており、経営者の負担軽減につながるもの。

再チャレンジ支援完了件数



新規支援内容（赤字下線部分）

	①主たる債務（法人）	②個人保証債務（経営者等）
一体型 (①と②両方の債務を一体で整理)	(2022年4月に運用開始) 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン（廃業型私的整理手続）」を活用した主たる債務と個人保証債務の一体整理に係る計画策定費用を支援（従前から措置）	
単独型 (①と②の債務それぞれを整理)	法的整理（破産・特別清算） 相談料（弁護士謝金：3回まで）	経営者保証ガイドライン 外部専門家費用（従前から措置）
	法人破産及び経営者保証ガイドラインを活用した保証債務整理に係る各種手続・専門家費用（要件を満たせば20万円）	

求償権放棄に係る条例の制定状況

信用保証協会が存する都道府県市（51自治体）の状況

①制定済	36自治体
（②うち再チャレンジに資する廃業も読める条例）	（12自治体）
③対応不要（損失補償付き制度融資なし等）	12自治体
④未制定	3自治体

①制定済
（北海道、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
②うち再チャレンジに資する廃業も読める条例 ※中小版GL廃業型、REVIC特定支援のいずれか片方を対象としている場合も含む
（北海道、宮城県、秋田県、福島県（2024年12月改正）、埼玉県、富山県、石川県、大阪府、広島県、愛媛県（2024年10月改正）、佐賀県、熊本県）
③対応不要
（1）損失補償なし：青森県、山形県、長野県、岐阜市、徳島県、高知県 （2）補助金：神奈川県、横浜市、川崎市、名古屋市、三重県 （3）その他：島根県
④未制定
（京都府、鳥取県、岡山県）

保証付融資の求償権放棄円滑化～求償権放棄手続に関する「手引」の作成～

- 各自治体が求償権放棄手続を実施する際の参考となる技術的助言として、**求償権放棄手続に関する手引（地方公共団体における信用保証協会に対して有する回収納付金請求権の放棄に係る諸手続の実施手引）**を各自治体に配布（2025年8月）。
- 本手引では、各自治体の担当者に私的整理の知見がない場合でも手続を実施できるよう、基本的な事項から記載。今後、自治体の条例整備状況を整理するとともに、説明会を開催予定。

手引の記載項目（概要）

1. 私的整理手続の概要、手続の大まかな流れ

2. 信用保証協会の概要、損失補償契約の概要

※上記2項目については、異動直後等で私的整理手続の知見が全くない担当者を想定して基礎知識を中心に記載。

3. 求償権放棄手続における考え方

※求償権放棄手続において一般的に検討される要件（地域経済への影響等）の充足性判断にあたっての基本的な考え方、留意すべき点などを記載。

4. 求償権放棄手続にあたってチェックすべき主な項目一覧表（チェックリスト）

求償権放棄手続におけるチェックリスト（一例）

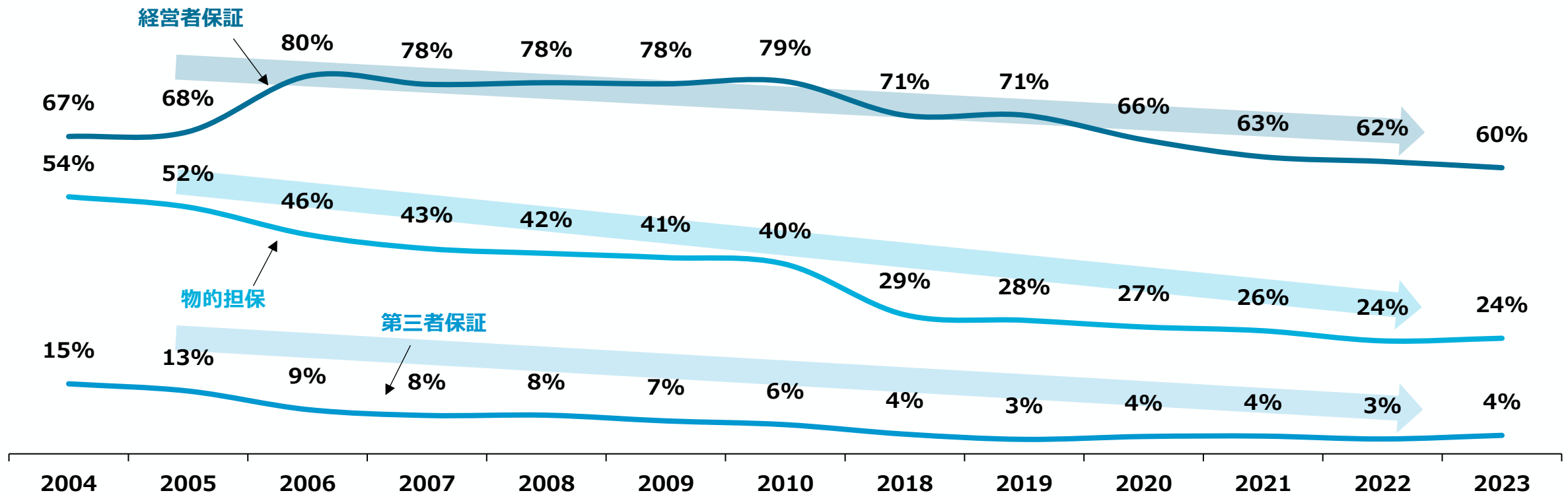
	チェック項目	重要度	備考
対象となる事業者に関するもの	<input type="checkbox"/> 事業者の事業再生に向けた自助努力だけでは事業再生が困難であること	△	基本的に問題にならない
	<input type="checkbox"/> 債権者に対する誠実な情報開示が実施されていること	△	私的整理手続のなかで実施されるため問題にならない
	<input type="checkbox"/> 地域経済・地方創生への影響の程度	◎	従業員数だけを考慮することはない
対象となる事業再生計画案に関するもの	<input type="checkbox"/> DDが実施され、それに基づいて作成された事業再生計画案の実行可能性が検証されていること	△	通常は調査報告書等を確認すれば足りる
	<input type="checkbox"/> 5年以内の実態債務超過が解消される見込みであること	△	通常は調査報告書等を確認すれば足りる
	<input type="checkbox"/> 経営責任が明確化されていること	○	通常は調査報告書等を確認すれば足りる
	<input type="checkbox"/> 対象債権者間の公平性（衡平性）が保たれていること	△	非保全残高プロラタでない場合のみ検討が必要
	<input type="checkbox"/> 経済合理性の確保されていること	◎	公金の毀損を防ぐ観点から最も重要だが、通常は多数の専門家が確認した結果を確認するだけで足りる

1. 足元の中小企業金融の状況
2. 信用保証関連
3. 政策金融関連
4. 再生支援関連
- 5. 経営者保証改革関連**
6. 能登半島地震関連

経営者保証を提供している中小企業の割合は横ばい

- メインバンクからの借入に**第三者保証**を提供している企業は2004年度から**7割減**、**物的担保**の提供企業は**半減**しているなど、それぞれ減少傾向。
- 他方、**経営者保証**を提供している企業は、足下では減少傾向にあるものの、**長期では横ばい**。

中小企業（法人のみ）の借入における経営者保証、第三者保証、物的担保の提供状況



(*1) すべて決算年度ベース。2011年度～2017年度は、調査項目から外れていたためデータが存在しない。

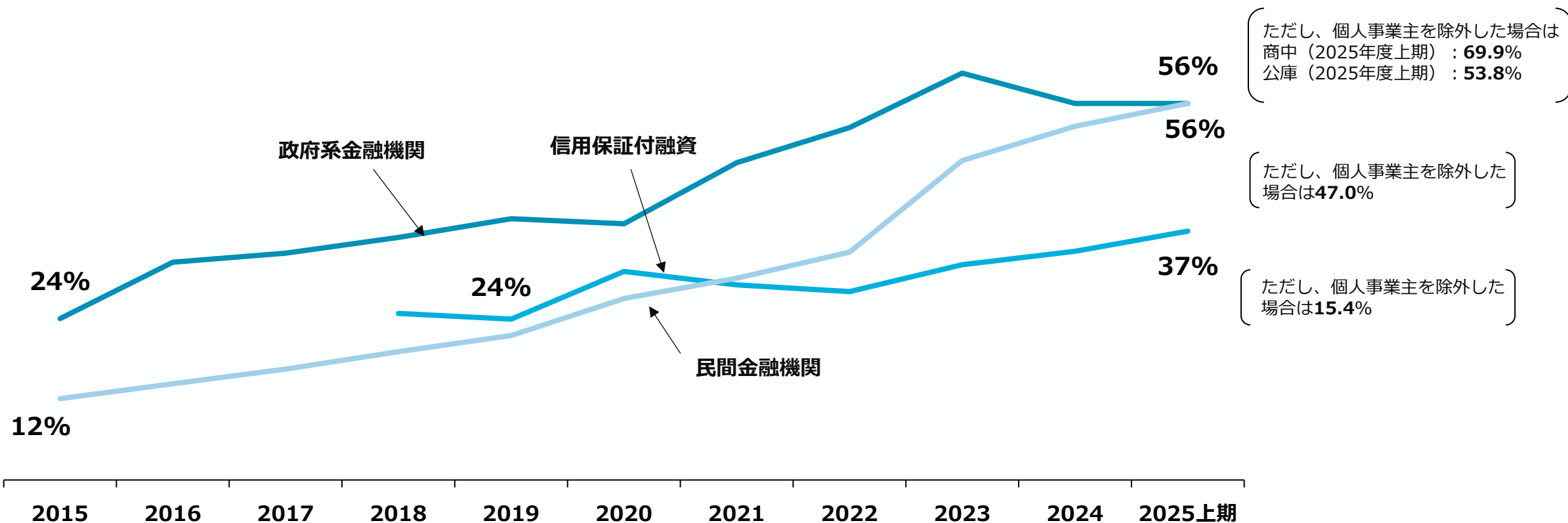
(*2) メインバンクから借入を行っている企業のうち、それぞれを提供している企業の割合を計算。

(出所) 「中小企業実態基本調査」より作成。

経営者保証に関する足下の状況 ～新規融資時～

- 経営者保証ガイドラインの運用開始から10年が経過。経営者保証に依存しない新規融資は増加傾向。ただし、政府系金融機関、民間金融機関ともに約6割となるなか、信用保証付融資は約4割程度にとどまる。

経営者保証が外れている新規融資案件の割合

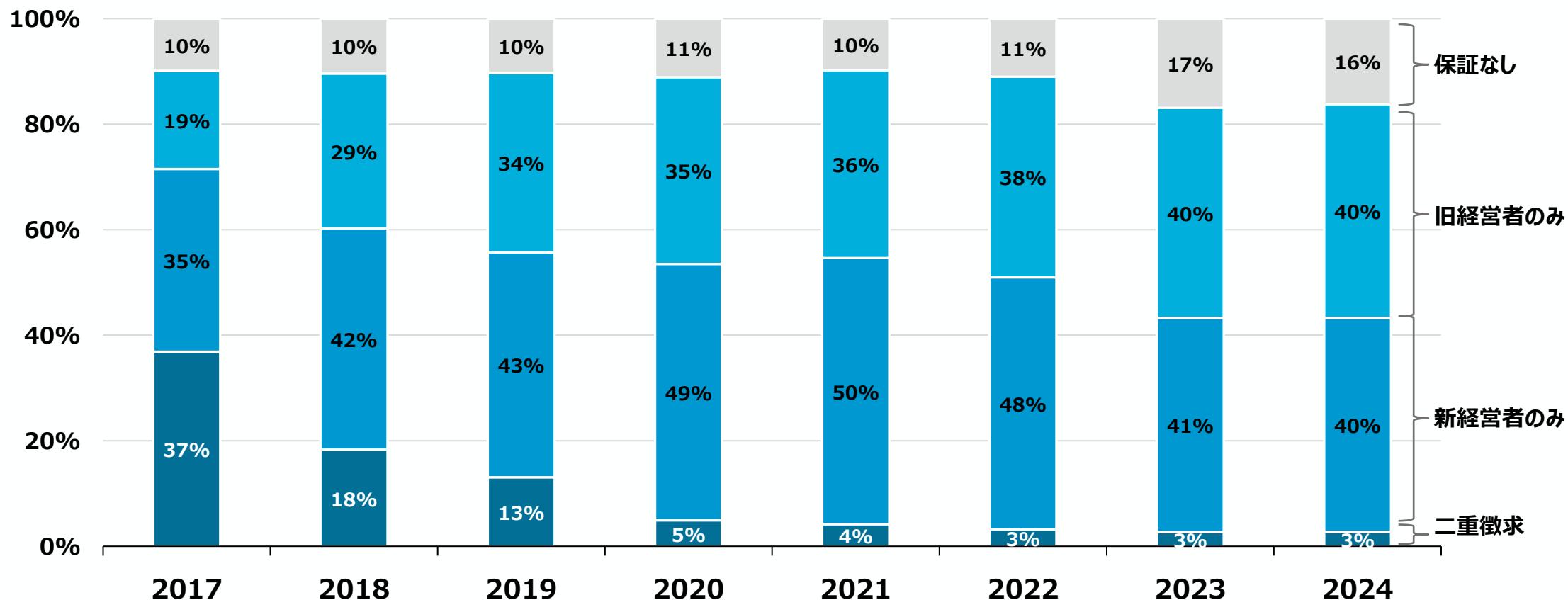


(注) 政府系金融機関のグラフは、日本政策金融公庫 (国民生活事業) の個人向け融資を除いた長期融資全体に占める割合で作成。
 (出所) 中小企業庁HP、金融庁HPより作成。

経営者保証に関する足下の状況～事業承継時～

- 事業承継時に、新旧の経営者双方から経営者保証を取得（二重徴求）する案件は3%まで縮小。
- 他方、新経営者または旧経営者のいずれかから経営者保証を取得する案件は8割。

民間金融機関の事業承継時の経営者保証の徴求状況



経営者保証を求めない創業時の信用保証制度（スタートアップ創出促進保証）

- 失敗時のリスクが大きいために起業をためらう起業関心層のうち、約8割が原因として経営者保証を挙げている。
- そのため、創業時に信用保証を受ける場合、経営者保証を不要とする新しい信用保証制度を2023年3月15日に創設。
- なお、本制度については、保証協会所在の都道府県市のうち、既に41都道府県市において制度融資が措置され、自治体における追加支援が措置されている。

資格要件	<ul style="list-style-type: none">これから法人を設立する創業予定者と法人設立後5年未満の創業者。 * 創業予定者と税務申告1期末終了者に限り、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有することを追加的な要件とする。
保証限度額等	<ul style="list-style-type: none">保証限度額：3500万円（保証割合：100%）
保証期間等	<ul style="list-style-type: none">保証期間：10年以内（据置期間1年以内。プロパー融資がある場合は3年以内も可）
貸付金利・保証料率	<ul style="list-style-type: none">貸付金利：金融機関所定利率保証料率：各信用保証協会所定の創業関連保証の信用保証料率に0.2%を上乗せ
ガバナンス向上のための工夫	<ul style="list-style-type: none">創業3年目及び5年目に決算申告書を基に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、結果を記したチェックシートを金融機関に提出。提出を受けた金融機関は内容を確認し、その後信用保証協会に提出する。

スタートアップ創出促進保証制度の利用状況

	保証承諾	
	件数	金額
北海道	224	1,756
青森県	17	184
岩手県	6	46
宮城県	340	2,901
秋田県	37	319
山形県	14	120
福島県	19	173
新潟県	29	295
茨城県	96	1,088
栃木県	39	289
群馬県	51	503
埼玉県	204	1,679
千葉県	368	2,189
東京都	1,205	16,851
神奈川県	365	3,588
山梨県	28	261
長野県	463	3,265
静岡県	184	1,444
愛知県	569	5,602
岐阜県	24	199
三重県	9	107
富山県	7	66
石川県	7	70
福井県	1	10

	保証承諾	
	件数	金額
滋賀県	111	820
京都府	62	460
大阪府	467	4,356
兵庫県	101	1,086
奈良県	44	267
和歌山県	29	219
鳥取県	8	78
島根県	0	0
岡山県	13	92
広島県	98	530
山口県	27	201
香川県	20	163
徳島県	79	624
高知県	14	135
愛媛県	48	451
福岡県	110	626
佐賀県	14	100
長崎県	7	28
熊本県	74	415
大分県	68	256
宮崎県	4	35
鹿児島県	25	204
沖縄県	51	555
合計	5,780	54,703

(注) 福井県や島根県など、創業者向けに保証料負担の少ない融資制度が整備されている地域もあり、本制度の実績が伸びない傾向にある。

(注) 2023年3月15日から2026年3月31日までの都道府県別の保証承諾実績（確定値）、単位：件、百万円

保証料上乗せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度の創設

- 保証料率の上乗せにより、経営者保証ガイドラインの3要件（①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保）よりも緩和した要件を設定。
- また、新制度の活用を一気に加速していくため、新制度における「上乗せ保証料」について、保証料上乗せに慎重な中小企業へ活用を促すべく、**3年の時限措置として軽減（2025年度は0.10%、2026年度は0.05%）**。保証割合80%。

対象要件

（一定の経営規律等）

経済産業省令に規定

次の要件のいずれにも該当すること(*)

- ① 過去2年間（法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間）において貸借対照表、損益計算書等其他財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類^{(*)1}を当該金融機関の求めに応じて提出していること。
- ② 直近の決算書において代表者への貸付金等^{(*)2,3}がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
- ③ 直近の決算において債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと。
- ④ 上記①及び②については継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
- ⑤ 中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望していること^{(*)4}。

(*)法人の設立後最初の決算が未了の者の場合にあつては①から③までに掲げるものを、法人の設立後最初の2期分の決算が未了の者にあつては③に掲げるものをそれぞれ除く。

保証料率

- 通常保証料率に、上記③の要件を両方とも満たしている場合は**0.25%**、どちらか一方のみを満たしている場合は**0.45%**の上乗せを行う（2期分の決算書がない場合は0.45%の上乗せ）。
- 事業者負担軽減のため、時限措置として、**上乗せした保証料の一部について軽減措置**を講じる。

(*)1原則、貸借対照表及び損益計算書とするが、必要に応じて試算表や資金繰り表等も含む。

(*)2「代表者」には代表権を持つ者のほか、代表者に準ずる者も含む。

(*)3「貸付金」以外の金銭債権（仮払金・未収入金等）も含み、少額のものや事業の実施に必要なものは除く。

(*)4経営者保証を不要とすることができる既存の保証制度等については、本制度によらず、引き続き従前の取扱いを可能とする。

保証料の上乗せ制度等の利用状況

	保証承諾	
	件数	金額
北海道	2,340	29,972
青森県	58	720
岩手県	318	3,540
宮城県	163	2,410
秋田県	128	1,947
山形県	13	248
福島県	262	5,642
新潟県	228	3,146
茨城県	1,242	14,531
栃木県	170	2,879
群馬県	329	5,183
埼玉県	1,029	18,544
千葉県	425	8,563
東京都	11,224	193,913
神奈川県	1,325	25,368
山梨県	76	1,520
長野県	880	9,858
静岡県	338	5,480
愛知県	3,103	52,840
岐阜県	450	8,854
三重県	223	3,447
富山県	214	3,232
石川県	78	1,532
福井県	44	573

	保証承諾	
	件数	金額
滋賀県	1,669	20,837
京都府	227	5,041
大阪府	5,918	146,000
兵庫県	762	14,975
奈良県	115	2,257
和歌山県	110	2,912
鳥取県	42	864
島根県	137	1,768
岡山県	281	4,218
広島県	791	11,570
山口県	1,069	12,942
香川県	191	3,129
徳島県	196	1,898
高知県	76	1,273
愛媛県	140	2,030
福岡県	264	4,559
佐賀県	78	711
長崎県	118	2,009
熊本県	977	10,561
大分県	187	1,684
宮崎県	52	685
鹿児島県	112	1,503
沖縄県	398	6,374
合計	38,570	663,744

(注) 2024年3月15日から2026年3月31日までの都道府県別の保証承諾実績(速報値)、単位:件、百万円

1. 足元の中小企業金融の状況
2. 信用保証関連
3. 政策金融関連
4. 再生支援関連
5. 経営者保証改革関連
- 6. 能登半島地震関連**

令和6年能登半島地震の金融支援について

	日本政策金融公庫による貸付 (別枠で融資が受けられる)	信用保証協会による災害関係保証 (100%保証、一般保証・セーフティネット保証 とは別枠の3階建て、保証限度額2.8億円)	二重債務対策 (能登半島地震復興支援ファンドを活用 した債権買取等)
石川県 (災害救助法適用 地域)	【令和6年能登半島地震特別貸付】 融資限度額 中小事業：3億円、国民事業：0.6億円 ● 直接被害：3年間の金利※1 0.9%引下げ 。利下 げ 上限は中小1億円・国民3千万円 (停電等による在庫被害も対象) ● 間接被害：利下げ措置無し。金利は一律※1 ● その他被害：利下げ措置無し。金利は国民 3.25%、中小2.55%等※2 (注) 直接被害以外については、災害救助法適用地域の4県に限定 せず。 ※1：期間5年の場合、国民2.50%、中小ともに2.55% (2026 年5月時点) ※2：期間5年の場合、担保の有無などによって金利は異なる (2026年5月時点)	直接被害※3 (在庫被害も対象) + コロナ借換保証 (伴走支援型特別保証) の対象に災害関係保証を追加 →保証料率は 0.2%まで引下げ ※4 ※3：間接被害・風評被害については、セーフティ ネット保証4号は利用可 ※4：石川県一部の地域に限る	石川県に組成 2024年4月1日より相談受付を 開始
富山県 福井県 新潟県 (災害救助法適用 地域)			—
実績	1,940件、約178億円 (2026年3月末時点)	567件、約123.9億円 (2026年3月末時点)	274件※相談件数 (2026年4月末時点)

○そのほか、官民金融機関等に対し、条件変更や借換え等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を要請 (2024年3月8日)

能登半島地震復興支援ファンド

- 七尾市・輪島市・珠州市・志賀町・穴水町・能登町に所在し、令和6年能登半島地震で被災した事業者について、コロナ債務など既往債務に係る債権買取や新規出資により、**事業再建に必要な資金調達の円滑化**を図る（二重債務問題の解消）。
- ファンドには中小機構、地域経済活性化支援機構（REVIC）、石川県、地域金融機関等が出資。
- ファンドの相談窓口である「能登産業復興相談センター」、**サテライトオフィス**を開設し、相談対応中。2024年4月～2026年4月末までに**274件の相談**が寄せられ、うち**16件が債権買取に向けて検討中**。（買取決定は5件）

